

# 塩尻市市民交流センター建築構想

平成 1 8 年度  
塩 尻 市

# 塩尻市市民交流センター建築構想

## 目 次

はじめに	2
第1章 これまでの経緯	
1-1 市民交流センター整備に向けたこれまでの経緯	3
1-2 関連する既存計画等の概要	5
第2章 市民交流センターの基本コンセプトと機能	
2-1 市民交流センターに求められるもの	18
2-2 基本コンセプトの設定	18
2-3 市民交流センターが目指すこと	20
2-4 市民交流センターで実現できること	22
2-5 基本コンセプトの実現に必要な分野	23
第3章 市民交流センターの具体的な機能	
3-1 図書館分野における機能	24
3-2 子育て支援・青少年交流分野における機能	26
3-3 シニアの活動を支援する分野における機能	27
3-4 ビジネス活動を支援する分野における機能	28
3-5 市民活動等を支援する分野における機能	29
3-6 センター自身に求められる機能	30
3-7 諸機能の連携により実現できるサービスの例	32
第4章 施設計画	
4-1 位置及び敷地面積	33
4-2 建設にあたっての方針	34
4-3 導入する主要機能及び諸条件	35
4-4 建設にあたっての配慮	36
第5章 事業計画	
5-1 事業方式の方向	39
5-2 企画運営・維持管理の方向性	40
5-3 市民などの参画形態の方向性	40
第6章 整備スケジュール	41
第7章 今後の課題	43
施設構成に関する主な意見	44
関係資料リンク	54

## はじめに

本建築構想は、中心市街地活性化のための重点整備地区において整備が計画されている(仮称)市民交流センターに関するこれまでの検討結果に最新の情報を加味し、市民交流センターの基本コンセプト、施設計画、事業計画等を取りまとめたものである。

今後、計画されている市街地再開発事業の基本設計の発注にあたり、再開発ビルの保留床取得予定者として、保留床部分に整備する市民交流センターの概要として提示するものである。

この構想をベースに、図書館や子育て支援機能、青少年交流機能、高齢者学習機能、ビジネス支援機能、市民活動支援機能等がそれぞれの機能を発揮するとともに、互いに融合することによって導き出される、真の意味で全く新しい公共施設を創造していく。市民とともに、常に進化し続ける『市民交流センター』を目指して・・・

## 第1章 これまでの経緯

### 1-1 市民交流センター整備に向けたこれまでの経緯

本市では、中心市街地活性化を図るために、平成11年3月に中心市街地活性化基本計画を策定し、さまざまな事業を進めてきた。しかしながら、中心市街地の十分な活性化には至っておらず、平成15年度に、市民協働のまちづくりを目指して、市民公募のメンバーによる「中心市街地の活性化ワーキンググループ」が1年間の活動を経て「中心市街地活性化の玉手箱」として、中心市街地活性化への提言を行った。

一方、既存施設が狭隘である等の課題を抱えている市立図書館についても、「市立図書館の在り方ワーキンググループ」が「市立図書館の在り方ワーキンググループ提言書」として、提言を行った。

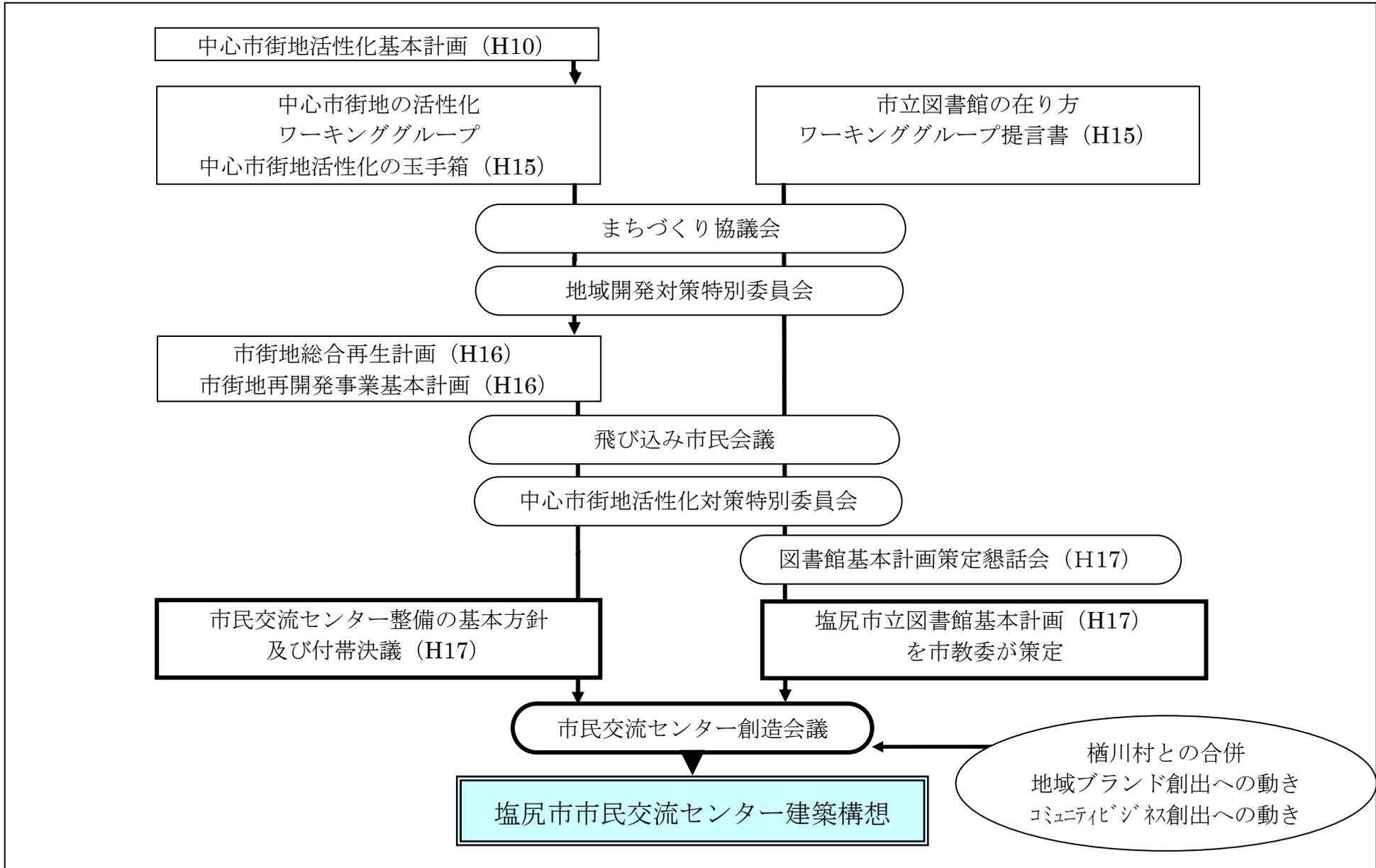
平成16年度には、これらの提言を参考に「まちづくり協議会」と協議しながら「市街地総合再生計画」及び「市街地再開発事業基本計画」を策定してきた。

平成17年度には「飛び込み市民会議」等で「市街地総合再生計画」の説明を重ねてきた。また、議会においても、「中心市街地活性化対策特別委員会」で協議いただき、「市民交流センター整備の基本方針」が了承された。一方、「図書館基本計画策定懇話会」が検討を行い、市教育委員会が「塩尻市立図書館基本計画」を策定した。また、榑川村との合併により、新塩尻市としての歩みを始め、地域ブランドやコミュニティビジネスの創出に向けた活動も開始された。

平成18年度には、建築構想、基本設計、実施設計及び管理運営計画等について協議するために「市民交流センター創造会議」を設置している。この創造会議は、「図書館施設」「子育て青少年施設」「シニア施設」「市民活動施設」「ビジネス支援施設」の5つの専門部会から構成され、議論を重ねている。

本建築構想は、これまでの検討のエッセンスをいかしつつ、必要な追加修正を行い策定するものとする。この流れを次の図に示す。

従って、本建築構想は、これまでの経過のまとめとしての「市民交流センター整備の基本方針」を前提として構築する。



市民交流センター建築構想策定の流れ

## 1-2 関連する既存計画等の概要

### (1) 中心市街地活性化基本計画（平成10年度）

◇中心市街地の区域面積：約110ha

JR塩尻駅周辺を「であいの地区」、公共施設の集積地区を「きよりの地区」、商業機能の集積地区を「にぎわい地区」と位置付け、3つの地区を拠点とし、さらに各拠点地区の連携を図ることをねらいとした地域設定としている。

#### ◇中心市街地の課題

- 商店街地区、塩尻駅前地区、公共施設集積地区の拠点地区としての位置付け及び連携強化
- 空き店舗・低未利用地の活用及び老朽建築物改築・改修等による景観整備
- 核の形成と回遊性の創出
- 情報ネットワーク等の整備
- 商店魅力の創出
- 地域資源の利活用及び新たな資源の創出
- 高齢者、身障者にも配慮した快適な憩いの空間整備
- 交流広場・ポケットパークの整備
- 人口減少及び高齢化の歯止め
- 大規模小売店の郊外進出に対する中心市街地の位置付け
- 推進体制づくり

#### ◇中心市街地活性化の目標

- ・市の中心を担ってきた中心市街地の再構築、「まちの顔」を取り戻すことをコンセプトに、その基本理念を「賑わいと活力のある交流拠点」とし、地域の独自性に配慮したアイデンティティを確保しながら、市民参加と連携を基本に、官・民が一体となり、積極的に取り組むものとしている。
- ・「賑わいと活力ある交流拠点」を実現するために①安全、②環境と調和、③都市活力を創出、④個性的で魅力ある、⑤多世代が安心して便利な暮らしのできる、⑥人や情報が交流する空間の創造を基本とし、TMOや中心市街地整備推進機構による各種まちづくり運動を展開しながら、都市基盤整備、商業の振興、居住環境、公共公益施設等の一体的整備推進を図った複合都市機能を有する中心市街地を目指している。

#### ◇市街地整備改善のための事業に係る事項

- ・今後の整備方針（継続事業を除く事業）として、大門商店街地区、塩尻駅周辺地区、行政業務集積地区及び国道19号、153号沿いのロードサイド地区を拠点地区と位置付け、以下の整備を行うこととしている。
- 1) 拠点地区の整備方針
- 大門商店街地区
  - ・交流広場の整備
  - ・老朽化した建造物の改築・改装等の街なか再生型土地区画整理事業、再生型市街地再開発事業による整備
  - ・駐車場整備
  - ・集合住宅整備
- 行政業務集積地区の整備
  - ・行政の各拠点形成（中心市街地の公園的ゾーンとしての整備）
- 交通ネットワーク拠点地区の整備
  - ・交通ネットワーク拠点としての機能の充実
  - ・巡回バスの整備
- 国道19号、153号ロードサイド地区整備
  - ・大門商店街との役割分担及び連携の強化

#### ◇商業活性化のための事業に係る事項

- 1) 拠点地区の主要事業
  - 大門商店街地区
    - ・（仮称）塩尻情報プラザの整備と利活用—マルチメディア街中にぎわい創出事業の推進
    - ・商工会館の整備と利活用—旧駅跡地に街づくり全般の活動拠点として整備
    - ・空き店舗、低未利用地の利活用
  - 行政業務集積地区
    - ・（仮称）保健福祉センターの建設
- 2) タウンマネジメント機関（TMO）の検討
  - ・商店街の整備運営に当り、空き店舗対策、駐車場等面整備対策、イベント対策等の推進機関としてTMOについて事業主体、取り組み内容等を関係機関と協議・調査を実施する。

### ◇その他の事業に係る事項

- ・ 中心市街地の整備改善、商業等の活性化のための事業の一体的推進の為に以下の事項が必要であるとされている。
- ① まちづくりのPR - 意識啓発事業・
  - ・ 計画内容について、広報、パンフレット、インターネット等により周知を図るとともに、市民及び事業者の参画によるまちづくりのため、地域懇談会、シンポジウム等を開催する。
- ② 街づくりの推進体制の整備
  - ・ 商業者、自治会及び住民団体、公益的企業で組織されている「大門商店街振興会議」等との連携・協力を図るとともに、今後も区域内による組織づくりを進める。
- ③ 関係機関との連携強化

## (2) 中心市街地活性化の玉手箱（平成15年度）

- ① 「快適に暮らせるまち 価値あるときを過ごせるまち」を目標として、生活環境の整備とコミュニティ環境の整備により定住人口や来街人口の増加を目指す。
- ② 塩尻駅を中心とした「交通発着ゾーン」、情報プラザ及びにぎわい広場を中心とした「情報・商業ゾーン」、市役所、文化会館周辺の「行政文化ゾーン」を提案
- ③ 3つのゾーンを「まちの核」として位置付け互いに連携し、「トライアングルゾーン」を形成
- ④ 活性化のアイデア42項目の事業・手法を提案、人づくり、組織づくり、を充実させる重要性を指摘
- ⑤ 提案をさらに検討し、実行に移すための進行管理を行う市民を交えた組織として「まちづくり協議会等」の体制づくりを指摘



1. 交通発着ゾーン（塩尻駅周辺）の玉手箱		
引出1	訪れる人の為に、自然公園をつくる	
引出2	自転車・傘の無料貸し出し	
引出3	訪れる人の為に花と緑のみちをつくる	
引出4	人を滞在させながら、中心市街地へ誘導する空中広場をつくる	
引出5	歩く人の為に情報案内板をつくる	
引出6	観光者の為にツーリストバスを運行する	
引出7	来訪者の為に（仮称）キツネバス運行	
引出8	駅前にゆとりの時間を過ごせる店をつくる	
引出9	駅周辺から賑わい広場方面へ飲み屋街、屋台村をつくる	
引出10	SLの基地をつくる	
2. 情報・商業ゾーン（賑わい広場～情報プラザ一体）の玉手箱		
引出11	人々が訪れやすいみちをつくる	
引出12	地域のコミュニティを形成する複合施設と駐車場をつくる	地区センター 市民交流サロン
引出13	だれもが集い学ぶ場所をつくる	UD 図書館・生涯学習
引出14	だれもが集いくつろぐ場所をつくる	入浴施設の充実
引出15	にぎわい創出の為に祭り・イベント用の施設整備をする	ステージ・電源等
引出16	居住者を増やすため、集合住宅をつくる	再開発複合マンション・ケアハウス
引出17	空き家を減らすしくみをつくる	
引出18	生活者安心のため医療・福祉施設をつくる	老人福祉センター・デイサービス付宅幼老 障所 個人医院集合施設
引出19	新たな「にぎわい広場」を創出し、その周辺の商業を再編整備する	大屋根のある公園・イベント広場
引出20	暮らし易さのため金融機関の集合整備をする	郵便局・民間金融機関
引出21	特徴ある店舗の導入をはかる	工房（手作り加工） ギャラリー・ステージのある店
引出22	訪問者の為に駐車場を整備	
引出23	通過交通者を制限する（トランジットモール化）	
引出24	人と車の動線を分ける	歩道の確保
引出25	安心して歩ける道の整備	足元灯・犯罪灯
引出26	楽しい小路をつくる	花と緑ある路地・小さな店のある路地
引出27	憩いとやすらぎの場所をつくる	緑化率15%を目指す
引出28	生活者の為に新鮮市場を開催する	朝市・夕市・手作りセンター
引出29	西小学校の児童を2倍にふやす	若い夫婦向け住宅 子育て支援センター・児童館設置
3. 行政・文化ゾーンの玉手箱		
引出30	公共施設利用者のために商工会議所移転後に広場と駐車場をつくる	公園 駐車場
引出31	スポーツ・文化拠点の集合整備をする	文化公園・駐車場・スポーツ施設
引出32	市役所南駐車場に郵便局を移設する	
4. ソフトの玉手箱		
引出33	「まち」や「人」の情報ツールをつくる	
引出34	困っている人に生活応援窓口をつくる	
引出35	発表したい人を応援する仕組みをつくる	
引出36	店主が講師で商店街の魅力を発表する	
引出37	「塩」をテーマに食文化を発信する	
引出38	経営基盤の強化のため、新しい経営形態を取り入れる	
引出39	まちを分りやすく、楽しくするためディスプレイする	
引出40	まちを元気にする組織をつくる	
5. 共通の玉手箱		
引出41	まちを誰でも使いやすいように、ユニバーサルデザインの手法を取り入れる	
引出42	環境にやさしいまちをつくる	

### (3) 市立図書館の在り方ワーキンググループ提言書（平成15年度）

①提言：「市民の暮らしに生き、心を育む、塩尻らしい図書館」

②図書館へのねがい

- ◇ 市民の暮らしに生きる図書館
- ◇ 誰もが気軽に利用でき、憩いの場のある図書館
- ◇ 時代と共に進化する図書館
- ◇ 市民の心を育む図書館
- ◇ 緑の環境に囲まれた図書館
- ◇ 多目的機能を兼ね備えた図書館
- ◇ みんなで育てる図書館

③図書館づくりの具体的な方向

◇ 図書館施設・設備

- ・「狭い床面積」 ⇒基準地と比較すると僅か29%

	塩尻市の現状	日本図書館協会
平均人口（人）	65,564人	66,843人
延床面積（分館を含む）（㎡）	1,470㎡	3,706㎡
延床面積（本館のみ）（㎡）	1,059㎡	3,706㎡

- ・「すべての市民が支障なく利用できるよう整備されていない」
  - ・全館において車椅子利用ができるように整備が必要
- ・「階上（2，3階）に位置している」
  - ・不便さがある
  - ・約15万冊（本館）で重さ81t。地震の時が心配
- ・「少ない図書館費」
  - ・市の一般予算の1%が望ましい
- ・「不十分な分館の全域サービス網」
  - ・サービス拠点並びに全域奉仕網の更なる拡充

### (4) 市街地総合再生計画（平成16年度）

① 中心市街地活性化の目指す将来像

「快適に暮らせるまち、価値あるときを過ごせるまち」

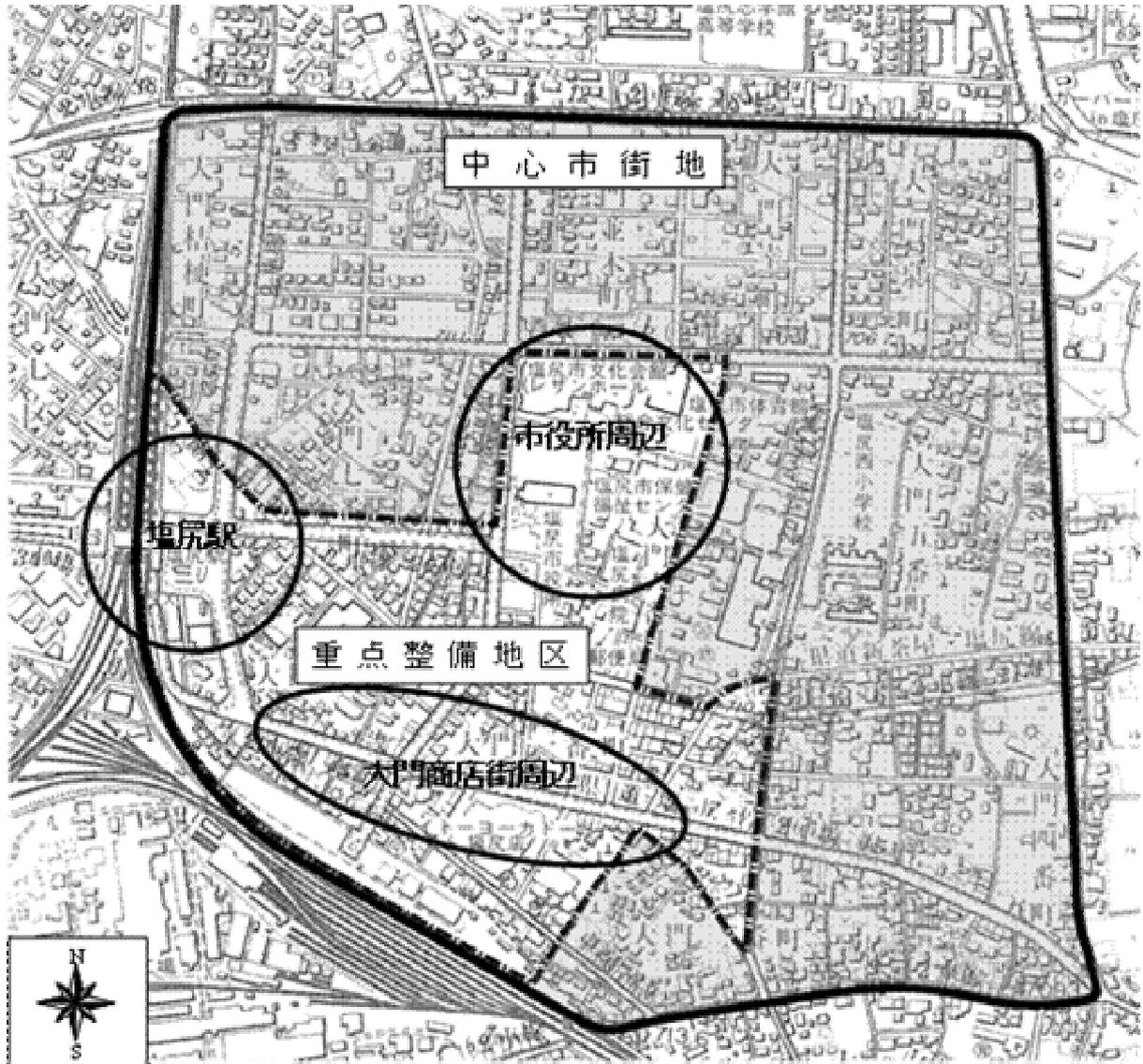
② 中心市街地活性化の目標

- ◇ 人々が集い、快適で価値あるときを過ごせる時間消費性の高いまち
- ◇ 多世代の人々が交流し、次世代を育むまち。そのために市民が主体的、積極的に活動するまち
- ◇ “このまちに生涯住みたい”“このまちで子どもを育てたい”と思えるまち
- ◇ 新たな店舗や事業所が次々と立地するまち
- ◇ 消費者と生産者や商業者とを結ぶネットワークが発達したまち
- ◇ 集まりやすいまち、移動しやすいまち

③ 重点整備地区の設定（図2）

6つの目標の実現に向けた施策を効率よく実行し、中心市街地活性化のための投資効果を高めるためには、昨今、注目を集めている「コンパクトな中心市街地」が必要

で、そこに稠密で美しい街並みを再生することが重要である。こうした観点から、中心市街地の中に、基本的に歩いて移動できる範囲を重点整備地区として設定する。設定された重点整備地区は、塩尻駅周辺、市役所周辺、大門商店街周辺を含む約 36ha で、同地区において集中的に活性化のための事業展開を図っていく。



重点整備地区の設定

凡 例		
	中心市街地区域	約 1 1 0 ha
	重点整備地区	約 3 6 ha

#### ④ 重点整備地区の役割

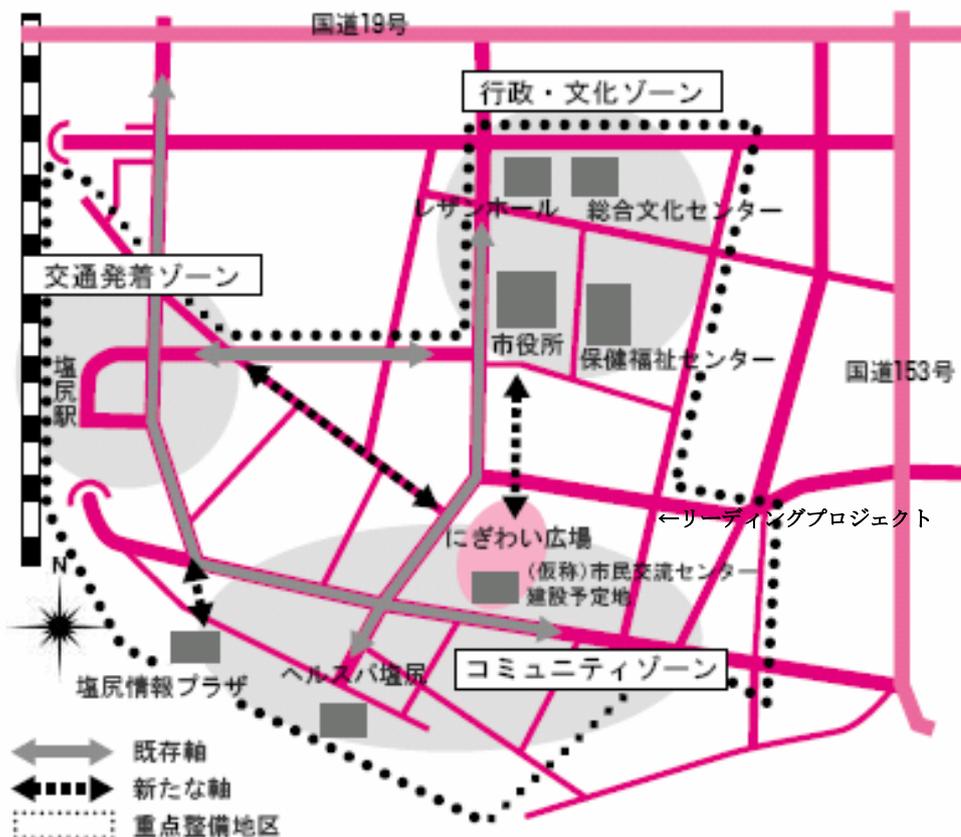
重点整備地区では、大門商店街周辺を「コミュニティゾーン」、市役所周辺を「行政・文化ゾーン」、塩尻駅周辺を「交通発着ゾーン」とし、都市機能の複合的な整備のため、以下に示すさまざまな施策を実施することとなっている。

- ◇ 良質な住宅・良好な住環境の整備
- ◇ 歩行環境の改善
- ◇ 拠点整備・「核」機能の強化・魅力づくり
- ◇ 街路沿道敷地、建物の更新、街なみ形成
- ◇ 人づくり・組織づくり

これらの施策の実施については、全体を大きく3期に分けて実施することを計画している。第1期では、中心市街地活性化の起爆剤・シンボルとなり、まち全体における人の流れの創出、既存施設と連携することによる相乗効果の発揮等を実現する先導的事業（リーディングプロジェクト）を実施するとともに、行政と市民が協働して具体的な活性化事業の実施プランを作成する。続く第2期では、実施プランに基づいた事業を展開し、第3期で第1期及び第2期の成果の検証を行い必要な見直し等を行う。

第1期の先導的事業の一つとして、三つのゾーンの中でも、にぎわいをつくる中心的な存在となるコミュニティゾーンにおいて、既存の商業核、商店街、市営駐車場を最大限にいかし、強化し、にぎわいとまちの回遊性を創出する起爆剤となる新たな核である市民交流センターの創出・整備が計画されている。市民交流センターは、商業機能だけでなく、さまざまな都市機能、さまざまな人が集まる空間、人を集める仕掛け（ソフト）を創り出す拠点であり、ハード・ソフトともに市民が誇れるものとする。

市民交流センターは、先導的事業として実施することから、早期の事業化が見込め、その効果が全体に波及する位置的要素が重要となる。「コミュニティゾーン」内に位置し、現在はイベントにも活用されている“にぎわい広場”及びその周辺地区は、立地的にも動線上の要所にあり、にぎわいと回遊性の創造の拠点として人々を集め、周辺地区への波及効果を期待できる地区となっている。そこで、先導的事業を実施する「先導的拠点地区」として、“にぎわい広場”及びその周辺地区を選定し、同地区に市民交流センターを創出・整備する。（図3）



先導拠点地区の選定

- ⑤ 市民交流センターの役割
- ◇ 塩尻のアイデンティティ（個性）を先導する
  - ◇ 中心市街地活性化の起爆剤・シンボルとなる
  - ◇ まち全体に人の流れを生む仕掛けとなる
  - ◇ まち全体に不足する機能を生み出す
  - ◇ 既存施設と連携することにより、相乗効果を生み出す
- ⑥ 市民交流センターの目的
- ◇ 「市民交流センター」が既存商業核、商店街、市営駐車場と一体となって複合核ゾーンを形成することにより、中心市街地のにぎわいと回遊性を創出する。
  - ◇ ハード・ソフトともに市民が誇れるものをつくる
- ⑦ 市民交流センターの基本コンセプト
- 「豊かな心を育む人づくりの場」
- ・心豊かな子どもを育てる（次世代育成のセンター）
  - ・「学びたい、発表したい、役立ちたい」を支援する（生涯学習・生涯教育）
  - ・知的資本（人材）の集積をつくる
- ⑧ 市民交流センターの中心機能として求められるもの
- ◇ 性別、年齢を問わず多くの市民が集まり、ひととの出会い、交流を通じてコミュニケーションが生まれる施設。年間を通してコンスタントに人を集められる施設。
  - ◇ 明確な目的意識のない人もふらりと立ち寄れる開かれた施設。
  - ◇ 運用の仕方ですさまざまな活動がつながり、広がりをもてる施設（その中心となり得る施設）。
    - ・人づくり、地域づくりにつながるもの
    - ・人が活動することにより新たな価値を創出し続けられること
    - ・情報発信ができるもの
- ⑨ 市民交流センターの具体機能として望ましい施設
- ◇ 市民交流に関するもの
    - －市民広場、フリースペース
    - －市民サービスセンター
    - －ギャラリー、小ホール、会議室、サテライトスタジオ等の施設群
  - ◇ 図書館に関するもの
    - －中央図書館
    - －児童図書館
    - －情報ライブラリなど
  - ◇ 子育て・青少年に関するもの
    - －子育て支援施設（遊戯室、相談室、託児室）
    - －青少年広場（音楽家、学習室、勉強広場）など
  - ◇ 産業支援・研究所に関するもの
    - －商工会議所（商工会館）
    - －創業支援センター
    - －産学官連携研究室など

⑩ 市民交流センターとの組み合わせが考えられる施設

◇ 商業に関するもの

- －飲食店、喫茶・軽食
- －物産館・木曾漆器サテライトショップ・ワインショップ
- －朝市・夕市、農産物加工・販売センターなど

◇ 住宅等に関するもの

- －集合住宅（分譲・賃貸）
- －高齢者向け住宅（ケア付きマンション、ケアハウス）など

⑪ 資金計画の検討

（仮称）市民交流センターの建設地は、一部が市有地でその他は私有地となっており、施設整備を進めるためには、私有地を含めた開発が必要となる。現在の土地利用状況と計画後の土地利用状況を比較したものが下表である。

区分	現状	事業実施後
公共施設（道路）	約 1,300m <sup>2</sup>	約 1,100m <sup>2</sup>
宅地	約 4,700m <sup>2</sup>	約 4,900m <sup>2</sup>
私有地	約 3,700m <sup>2</sup>	施設建築敷地
市有地	約 1,000m <sup>2</sup>	
合計（地区面積）	約 6,000m <sup>2</sup>	約 6,000m <sup>2</sup>

表 新旧土地利用状況

私有地については、今後、権利変換を行っていくことになる。権利変換に際し、施工地区内の権利者の従前権利（土地・借地権・建物）は、等価で再開発ビルである（仮称）市民交流センターの権利（権利床）に変換される。なお、権利者が転出を希望する場合には、従前権利に相当する補償金が支払われることとなる。

従前権利額は、土地の鑑定評価、建物の調査と現在価値の算出による。一方、再開発ビルの床単価は、当該事業に要する費用から算出した原価で権利床単価を決定する。このとき、再開発ビルの床単価は全てが均一ではなく、階・位置・区画条件・用途などによって差をつけるのが一般的で、商業施設では1階が最も高く、上層階や地下は安く設定する。一方、住宅の場合、逆に最上階が最も高く、下に行くほど安く設定する。また、住宅の場合、方位や周辺環境（眺望や周辺建物）にも影響を受ける。このため、権利者の権利床をどの場所に、どのような所有形態で設定するかによって、取得できる面積は変動することになる。

また、転出を希望する権利者は、従前権利額（土地・借地権・建物の評価額）を金銭で補償することとなるが、多くの場合、代替地選考や移転、税金等について支援を行うことが必要となる。特に、代替の住宅や店舗を必要とされる場合、早期に代替地選考に入り、建築計画・諸手続き・工事・移転のスケジュールを（仮称）市民交流センターの整備スケジュールと合致させ、（仮称）市民交流センターのオープンが遅延することのないよう配慮することが重要である。

事業遂行に必要とされる概略の資金計画を次表に示す。

## 概算資金計画

事業支出金		事業収入金	
調査設計計画費	387 百万円	国県補助金	1,513 百万円
土地整備費	785 百万円	地方債	2,191 百万円
工事費	2,717 百万円	その他	159 百万円
借入金利子・事務費等	166 百万円	一般財源	192 百万円
合 計	4,055 百万円	合 計	4,055 百万円

※起債は合併特例債を充当。交付税措置(70%)により、市費負担分は償還費＋一般財源で約10億円を予定。

### (5) 市街地再開発事業基本計画（平成16年度）

施設計画にあたっての留意点

#### 行政文化ゾーン、交通発着ゾーンとの関係への配慮

行政文化ゾーン、交通発着ゾーンと市民交流センター間は、歩行者動線で連結することを基本とする。さらに、通勤・通学客の利用にも配慮する。

#### 既存大型店（イトーヨーカドー）、公共駐車場との位置関係への配慮

既存大型店（イトーヨーカドー）、公共駐車場利用者との相乗効果に配慮する。また、周辺商店街への波及効果にも配慮する。

#### 周辺道路との関係への配慮

全てを表とすることは困難であることから、表と裏を明確にする。顧客動線とサービス動線の明確化に配慮する。

#### 環境影響への配慮

商業系施設地域に位置するとはいえ、周辺には住宅施設が多く、日照条件などへの配慮が重要。日影規制と斜線制限に配慮し、極端な高度利用（高層化）は困難であることを踏まえる。

#### 既存駐車場との関係強化や利便性の向上への配慮

既存市営駐車場との連絡デッキによる接続の検討。既存市営駐車場の駐車方法、駐車スペースなどの見直し等にも配慮する。

#### 利用時間帯への配慮

一般の施設と図書館とは利用時間帯が異なることに配慮し、図書館専用の入口とサービス用の搬入口の確保等への配慮が必要。

#### (6) 市民交流センター整備の基本方針（平成17年度）

- ① 地権者で構成される市街地再開発組合が施行する、(仮称) 大門中央通り地区市街地再開発事業により建設される再開発ビルの保留床を活用して、(仮称) 市民交流センターを整備します。
- ② 主要施設は、新たな機能を持った図書館、子育て支援センター、高齢者学習施設、青少年交流施設、産業支援関連施設、その他市民の交流を促進する施設とし、これらの施設を複合することによって、地域社会の自立を支える人材育成の場とします。
- ③ 再開発予定区域は、飛び込み市民会議の意見集約結果及び周辺地権者の要望等から、当初予定した区域を拡大することにより、屋外広場、平面駐車場を確保すると共に、ワンフロアの面積を拡大し、各施設計画の自由度を確保します。
- ④ 市の総負担額は、当初計画の10億円程度とします。
- ⑤ 容積率に余裕のある場合は、(仮称) 市民交流センターの設置及び管理運営に支障のない範囲で、上層階に民間資本の導入によるオフィス、又は集合住宅等の設置を計画することも可能とします。
- ⑥ (仮称) 市民交流センターの主要施設の機能及び運営については、建設までの約2ヶ年に十分検討し、先進的で市民が誇れる施設とします。

#### (7) 市民交流センター整備の基本方針に係る中心市街地活性化対策特別委員会による付帯決議（平成17年度）

- ① (仮称) 市民交流センター整備計画については、市民の中には反対意見もあり説明不足との指摘がある。また、この事業の進め方についても批判がある。市長はこうした意見を真摯に受け止め、これからもあらゆる機会を通し、丁寧でより具体的な説明を重ね市民の理解を得るために最善を尽くしていただきたい。
- ② (仮称) 市民交流センターについては、具体的な計画段階から市民が参加し、建設的な意見が反映できるよう配慮する事。
- ③ 市内各方面からの中心市街地への道路整備と、周辺アクセスの充実に積極的に取り組む事。
- ④ 塩尻駅周辺整備を、この計画と並行して進めるように努力されたい。
- ⑤ さまざまな民間の動きが出てきているとのことであるが、確実なものになるよう努めるとともに、更に民間資本の導入を図る事。
- ⑥ 大門地区に整備することについて、過去の経過から活性化に繋がるのか疑問視する声がある。新たなまちづくりに地元商業者をはじめ大門地区の皆さんが、熱意をもって取り組まれるよう期待をいたします。

#### (8) 塩尻市立図書館基本計画（平成17年度）

- ① これからの図書館の役割
  - ◇ 文化を地域に根付かせる場
  - ◇ 地域の課題解決に貢献する場
  - ◇ 住民にとって生きがいや自分の居場所を見つける場
- ② 図書館の願い
  - ◇ 市民の暮らしに生きる図書館（市民の資料要求・要望に応え、地域の課題解決に役立ち生涯教育の拠点となる図書館）
  - ◇ 誰もが気軽に利用でき、憩いの場のある図書館（分かりやすく使いやすくゆったりとしたスペースや誰もが利用しやすく立ち寄りたくなる図書館）
  - ◇ 時代と共に進化する図書館（新しいさまざまなメディアを取り入れた図書館）

- ◇ 市民の心を育む図書館（思いやりの心を育て、親子共に本の楽しさを体験できる図書館）
- ◇ 緑の環境があり、多目的機能を兼ね備えた図書館
- ◇ 市民ボランティアなどみんなで育てる図書館

### ③ 図書館建築の一般的な原則

#### サービスの器（うつわ）としての建築

図書館建築は図書館サービスのための器である。設計にあたっては、このような施設がどのようなサービスを目指しているかを理解し、図書館建築がどのようなところに到達しているかについて十分に把握し、進めることが必要である。

学習や創造活動を援助するためのスペースは、多様な利用形態に合うように、また、多目的に使える工夫が必要。また、来館する市民の数が日々に変化するため、利用スペースや、座席数をどの程度にするかも課題である。

#### 本が主役となる開架スペース

本がある開架スペースは、広く平らな床であり本のなかに人がいる、人の中に本があるというように、本と人が融け合った雰囲気を持つようにする。読書席は書架の間などに工夫して配置する。本を読む席、緑の見える場所、休息する場所が開架スペースに溶け込んで設けられるような工夫が必要。また、読書・閲覧席を年代別に設けるのではなく、例えば丸テーブルを囲んで子どもも大人も一緒に利用できる工夫が必要である。また、開架スペースは適切なサインによって何がどこにあるかが分かり、訪れる市民が明日も来たくなる空間をつくることが大切である。

#### 子どもの利用に力を入れるサービスと建築

子どもの読書環境の整備が何よりも大切である。子どもたちが学び、読書し、楽しむことのできる図書館となるよう、建築にあたってさまざまな工夫が必要である。児童室は書架を低くし、おはなし会専用の部屋を整備するなど、広い開架、フロアの随所で学び、読書し、書架や映像に親しみ気兼ねなく利用できることが大切である。

#### 住民の情報源となる図書館

開架スペースの資料は、全て貸し出すことを原則とする。館内閲覧（貸し出し禁止）の資料はできるだけ少なくし、参考図書といわれるものも可能な限り貸し出せるように努め、市民が全ての資料を利用し調査・研究ができるよう、文庫本や新着書、一部の雑誌も一般図書と同じ書架に並べられるような工夫も必要である。

#### 全ての住民に優しい建築

図書館はあらゆる市民が利用する。幼児から高齢者まで、また体の不自由な人々もそれぞれの暮らしに合わせ利用するので設計にあたっては、次の点に留意する。

- ・緑の景観をできるだけ多くし環境に配慮
- ・街路から近づきやすく人を優しく迎え入れる雰囲気づくり

- ・全ての人に優しく利用しやすいユニバーサルデザインの施設整備
- ・くつろぎと自由な時間を過ごせる市民相互のつどいの場
- ・職員に尋ねなくても、迷わず、楽しく利用できるサインを館内に設置
- ・新しいさまざまなメディアを取り入れ、多目的機能を兼ね備えた施設（軽食コーナー・談話室）

### 環境の世紀に向けて

塩尻市ではISOに取り組んでいることをふまえ、省エネ対策を積極的に図る。自然の太陽光の利用を十分に考え、全体照明を制限して最大限外光の活用に工夫することが大切である。

また、小スペースのブースなどは、照明・冷暖房の制御がこまめに出来るようにする。

コンピュータ端末が配置されており、電源や配線にも建築的配慮が必要である。利用にあたっては市民のプライバシーの保護に万全を図ることが必要である。

### 気配りのあるサイン・家具や内装仕上げ

市民が迷わずに図書館を利用できる案内が必要。高齢者にも分かりやすい文字の大きさ、書体、色彩を考え、離れたところからもよく分かる工夫が大切である。

家具は建築の大切な構成要素であるので、建物と一体のものとする。床は雨の日にも滑らず、足音が響かない配慮が必要。特に室内は声や音の反響に十分留意が必要である。

### 職員のサービスしやすいづくり

できるだけ職員が目が届き、死角の少ないづくりとする。大きなスペースの配置は利用する人同士が目が見えなく届くのも工夫の一つである。利用者の動線の長さを短く、床は段差がないようにすることが必要である。業務のためのスペースは十分な面積と健康的環境を用意する必要がある。また、食事や休息のためのスタッフルームを用意する。

### 駐車・駐輪場の確保

図書館は計画敷地の位置からして、自転車による来館も多いと思われる。これらの利用に対応できる駐車・駐輪場の設置が大切。また、駐車場の効率的運用を図り、図書館利用者が専用で駐車できる配慮が必要。自転車置場は、置場に止めてから自然に入口に導かれるよう配慮する。

## (9) 塩尻ブランド構築戦略策定会議（平成17年度～）

地域ブランドとは、地域の資源や個性などをより魅力的に見せること、つまりブランド化することにより、地域全体の競争力の強化や地域の活性化を目指す新しい概念。第四次塩尻市総合計画の中で、その構築を推進することが定められた。

塩尻市では、昨年「塩尻ブランド構築戦略会議」を設置し、市内外へのイメージ調査や事例研究を進めてきた。会議では、市のあるべき姿のコアコンセプトを『知の交流と創造』と定めた。

#### (10) コミュニティビジネス創出への動き

現在、地域住民が主役になって、楽しみながら地域の課題を解決する活動が全国で始まっている。この活動は、コミュニティビジネスと呼ばれ、自らの住んでいる地域を「元気」にするため、住民自らが行う地域事業と定義される。

塩尻市でも、そばやITなどに関して先進事例があり、昨年は関東経済産業局のモデル地域にも指定されシンポジウムが開催されるなど、認知度が高まってきた。今後は、この動きを更に大きくするため、各団体の連携や中間支援組織の設置などが求められている。

## 第2章 市民交流センターの基本コンセプトと機能

### 2-1 市民交流センターに求められるもの

市民交流センターは、塩尻のアイデンティティ（個性）を先導し、中心市街地活性化の拠点となるべく建築される施設である。そして、その存在は、塩尻市のシンボルとなることが期待されている。

これらの期待に応えるためには、市民の誰もが気軽に立ち寄れる施設であり、同時に、他地域からも訪れたいような魅力を備えた施設であることが求められる。また、多くの来訪者と利用者をひきつけ、そこで活発な交流を起こすことで、センターの価値をさらに高めるような場であることが望ましい。これらの条件を満たすことにより、市民交流センターは、市民が誇りに思う賑わい創出の拠点として、大きな価値を発揮し続けることができる。

市民交流センターを構想する際の前提となるこれらのイメージを踏まえて、施設の基本コンセプトとそれに基づく機能を設定する。

### 2-2 基本コンセプトの設定

#### 基本コンセプト：【知恵の交流を通じた人づくりの場】

21世紀は、情報の時代と言われる。膨大な情報が流通する情報化社会では、情報が人々の決定や行動に大きな影響を与えるため、情報を集積する拠点施設は、市民の生活を向上させるための重要な基盤となる。

情報は便利な道具であり、さまざまな用途に活用することができる。市民交流センターは、情報拠点施設の機能を活用し、“情報”と情報の結晶である“知恵”を用いて、“人づくり”を行うことを基本コンセプトとする。

市民交流センターの行う“人づくり”は、情報を扱う基本能力を持ち、情報の中から必要な知識を獲得することや知識をいかすことに積極的な市民を多く育てることである。

ただし、知識をいかす場合には、自己の利益のためだけに用いるのではなく、周囲の幸福のためにも活用することのできる“豊かな心”を持った人材を育てることが重要である。このため、市民交流センターは、情報や知識の獲得を支援するのみならず、“豊かな心”をはぐくむために多様な価値観や異文化との交流を促進し、“知識と心＝知恵”を持った人材（知的資本）を育てることを目指す。

さらには、そのような知恵を持った人材が多く集い活発に交流することで、新たな価値が創出され、そのことにより、また多くの人が集まるという好循環を生み出していく。

**基本コンセプト：知恵の交流を通じた人づくりの場**



センターは、基本コンセプト「知恵の交流を通じた人づくりの場」の実現を目指して、以下の役割を発揮することを目指します。

基本コンセプト	センターが目指すこと		センターで実現できること	
『知恵の交流を通じた人づくりの場』	1	役立つ情報を提供する	①	必要な情報に最短ルートでたどりつける
			②	悩みに役立つヒントが見つかる
			③	新しい世界に出会える
	2	意欲と活動を応援する	①	活動を広げる機会が見つかる
			②	活動参加のきっかけがつかめる
	3	センター自身が進化する	①	知恵を蓄積・活用・創造する
②			地域の価値を見つけて発信する	

## 2-3 市民交流センターが目指すこと

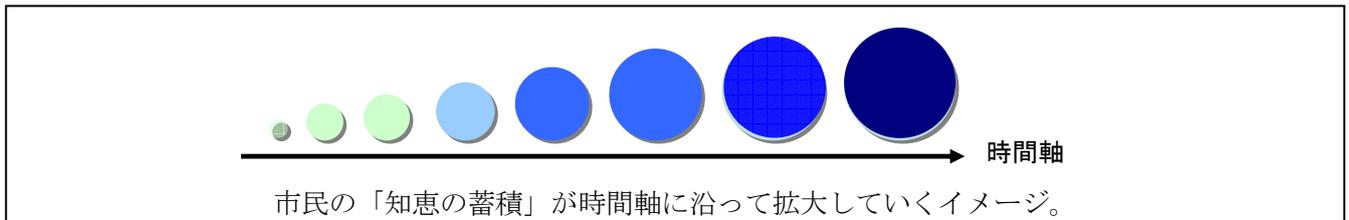
基本コンセプトである「知恵の交流を通じた人づくりの場」を実現するためには、市民交流センターが、市民や社会からの関心や求めに対して“的確な情報や知識を提供する”ことにとどまらず、特定のニーズを持っていない市民（ふらりと立ち寄ったような人）に対しても、“新しく関心を持ってもらえるように働きかける”必要がある。

市民交流センターは、これらの取り組みによって、すでに学習や実践を行っている市民の活動を充実・拡大させるとともに、現在、活動を行っていない市民にもきっかけづくりを行い、さまざまな分野の学習や活動に意欲的な市民を増加させていく役割を果たす。

このため、基本コンセプトの実現に向けて、市民交流センターは以下のことを進める。

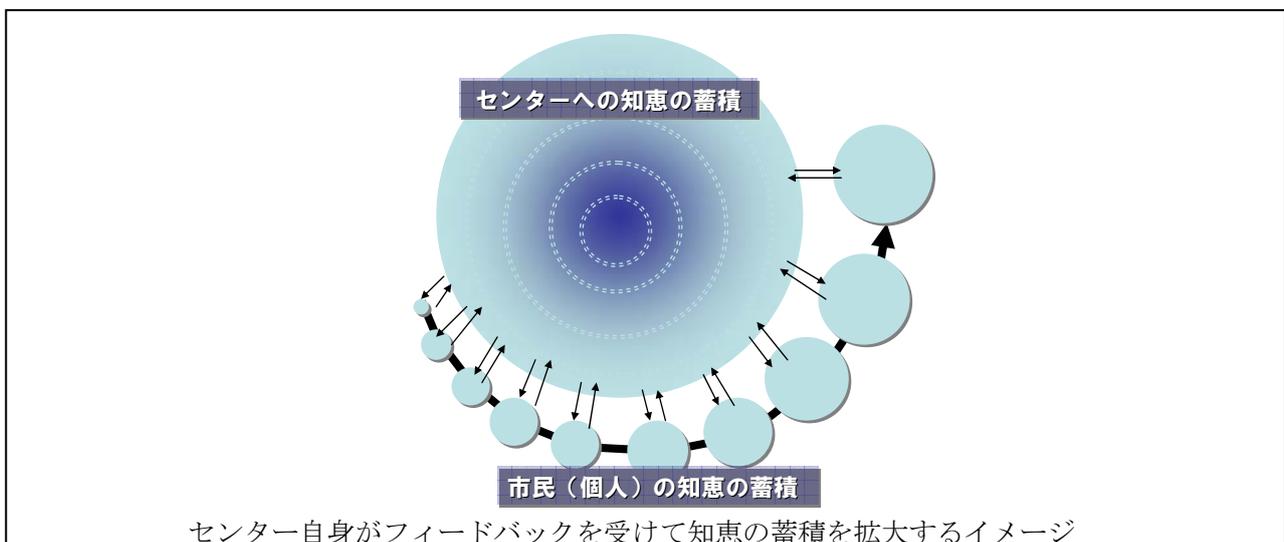
- 市民交流センターが目指すこと 1：役立つ情報を提供する
- 市民交流センターが目指すこと 2：意欲と活動を応援する

市民交流センターが1・2を進めることで、市民は、知識と実践活動にもとづく“知恵”の蓄積の度合いを高めることができる。



また、センターは、時間の経過とともに価値を失うのではなく、年輪を重ねるごとにその価値を増していくような“進化する施設”になることが望ましい。センターには、施設の運営を通じて、課題解決の方策・情報チャンネル・人的ネットワーク等の財産が蓄積される。この財産を知恵として蓄積する仕組みを整備し、サービスの一層の充実や地域課題の解決に活用することによって、センター独自の知恵を創造し、存在価値を高めていくことを目指す。

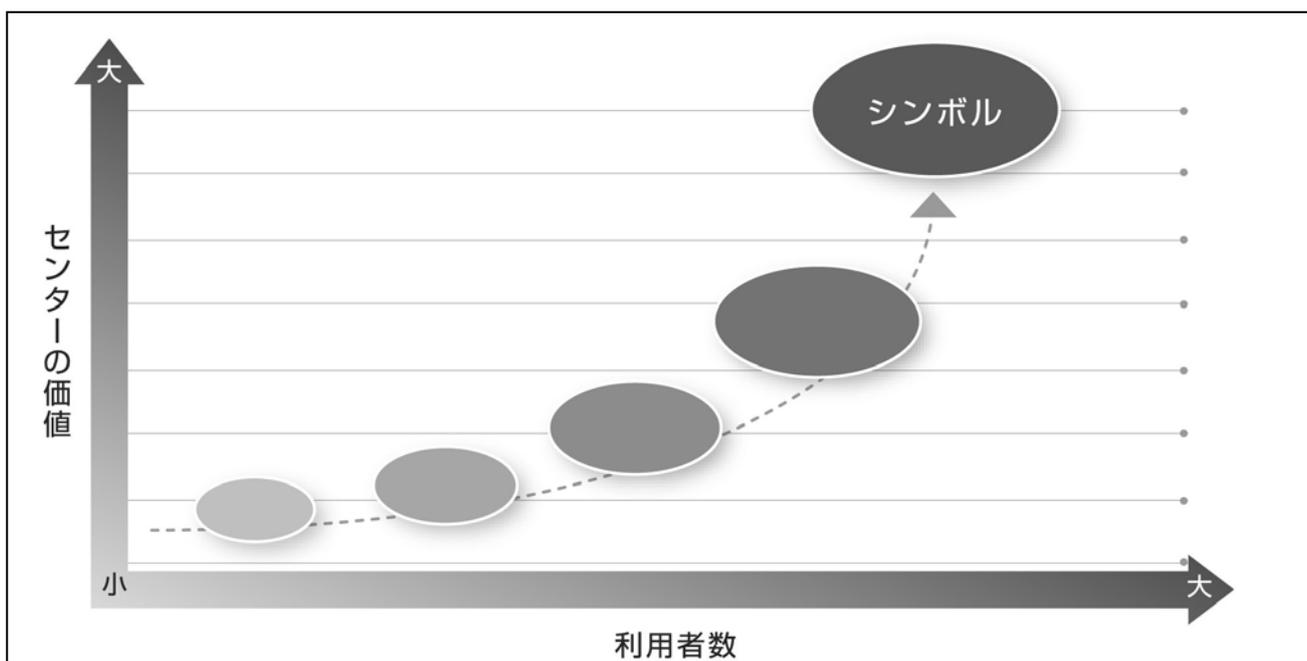
- 市民交流センターが目指すこと 3：センター自身が進化する



市民の「知りたい」「活動したい」ニーズに的確に応え続けることにより、センターが利用価値を高め続けることができれば、人が集う施設の実現にもつながる。

### 市民交流センターが目指すこと

基本コンセプト	センターが目指すこと		概要
『知恵の交流を通じた人づくりの場』	1	役立つ情報を提供する	センターは、市民の知識や情報の獲得が、効果的に進むように支援を行う。  目的を持って来場する人には、欲しい情報へ到達できるようにサポートし、特に目的を持たずに訪れた人には、関心分野を広げるサポートを行う。
	2	意欲と活動を応援する	センターは、さまざまな実践活動に取り組む人、取り組みたい人を支援する。  ビジネスから芸術、ボランティアまで、市民が自発的に取り組んでいるさまざまな活動をさらに発展させ、また、未経験の人にそうした活動へ参加するきっかけづくりのサポートを行う。
	3	センター自身が進化する	センターがより一層地域の役に立つため、センター自身が学習し、課題解決力を向上させる。  課題を解決する力や価値を向上させる力を強化するために、施設間・地域コミュニティ間の連携や、外部ネットワークの活用、地域内外への情報発信等を積極的に行い、その経験をセンターの財産にしていく。



時間の経過とともにセンターの価値、シンボル性、利用者数が増していくイメージ

## 2-4 市民交流センターで実現できること

センターが目指すことが達成されることで、さまざまなことがセンターで実現できる。これらのセンターで実現できることを以下に整理した。

センターが目指すこと		センターで実現できること		概要
1	役立つ情報を提供する	①	必要な情報に最短ルートでたどりつける	欲しい情報があってもそれをうまく見つけられない利用者に対して、目的の情報にスムーズにたどり着けるようにサポートを行う。
		②	悩みに役立つヒントが見つかる	課題を抱えて悩んでいる市民、特定の分野に問題意識を持っている市民に対して、課題解決に役立つ情報を提供する。
		③	新しい世界に出会える	何気なく、あるいは別の目的で立ち寄った利用者に対して、あらゆる分野から面白い作品や情報を提供することによって、さりげなく関心を喚起し、利用者の視野を広げることに繋げる。
2	意欲と活動を応援する	①	活動を広げる機会が見つかる	ビジネスや地域貢献・文化芸術・ボランティア等、さまざまな分野で現在活動を行っていて、さらに意欲的に活動したい市民や団体に対して、活動を広げるためのサポートを行う。
		②	活動参加のきっかけがつかめる	機会があれば、実践活動を始めたい、参加してみたいというニーズを持つ市民に対して、きっかけづくりを行う。
3	センター自身が進化する	①	知恵を蓄積・活用・創造する	センターが機能の実効性を一層高められるように、サービスを提供しながら知恵を蓄積し、それを施設内の機能の融合によるサービスの充実や地域課題の解決にいかす。同時に、新たな知恵の創造やコーディネーターの育成も進める。
		②	地域の価値を見つけて発信する	市域全体の価値を向上させるための総合政策である地域ブランド構築に協力することにより、地域の価値を高めていく。 また、積極的に情報を発信する。

## 2-5 基本コンセプトの実現に必要な分野

センターの基本コンセプトを実現するには、センターが、さまざまな課題や目的を持った多世代にわたる市民のニーズに応えていく必要がある。

さまざまなニーズの中から、特別に重点を置くべき分野については、これまでの検討の中で一定の方向性が出ている。本節では、5つの重点分野と期待されている主な役割について説明する。

重点分野	期待されている主な役割
図 書 館 分 野	あらゆる世代、あらゆる関心分野が対象。他の分野の活動を補完し、更に充実させる役割
子育て支援・青少年交流分野	次世代を担う人づくりのため、「子育て支援」と「子どもたちの成長や学びの支援」を行う役割
シニアの活動を支援する分野	経験豊富な高齢者が持つ「知恵」や「文化」の継承を支援する役割
ビジネス活動を支援する分野	ビジネスを担う人材の育成と交流の拠点としての役割
市民活動等を支援する分野	多様な市民活動を総合的に支援するインターミディアリー（中間支援組織）としての役割

以上に示したように、センターは、上記の5分野における市民ニーズに応えていくことが必要である。

ただし、それぞれの分野の満足度が高まっても、分野を横断して連携と交流を生み出すことができなければ、センターは機能が集合した施設に過ぎず、基本コンセプトの実現にはつながらない。このため、分野横断的な運用ができるような体制を整える必要がある。

## 第3章 市民交流センターの具体的な機能

市民交流センターのコンセプトを実現するためには、さまざまな課題や目的を持った多世代にわたる市民のニーズに応じていく必要がある。そのためには、前章で示したように『図書館分野』『子育て・青少年交流を支援する分野』『シニアの活動を支援する分野』『ビジネス活動を支援する分野』『市民活動等を支援する分野』の各分野において、その分野に適した機能を市民交流センターが担う必要がある。

本章では、各分野における具体的な機能を記載する。

ただし、市民交流センターはこれら各分野の機能を集合させただけの施設ではない。また、集合させただけでは、人と人との交流が生まれず、市民交流センターの基本コンセプトを実現することはできない。

このため、各分野の連携や市外に向けた効果的な情報発信、地域価値の創造のための取り組みなどが必要になる。よってこれらの機能についても、合わせ記載する。

### 3-1 図書館分野における機能

現代は、印刷や流通、IT技術の飛躍的な進化に伴い、高度情報化時代となった。これまで得ることが難しかった書籍や情報も、すぐに大量に得られる時代である。しかし一方では、情報過多の時代ともいわれ、有用な情報の裏には、不要な情報や誤った情報も多い。

多くの情報が集まり、人や情報が交流する中で新しい知恵が生まれる場所となる市民交流センターにおいては、情報の蓄積とその活用による問題解決や新しい知恵の創造に寄与する機能が必要となる。

## 基本コンセプト実現のための具体的機能

センターで 実現できること	「図書館」の機能	概要
必要な情報に最短ルートでたどりつける	<p>■効率的な情報獲得機能 (レファレンス機能)</p>	<p>膨大な情報が集約された図書館において、効率的に最も適切な資料を獲得するための機能 図書館におけるレファレンスやデータベースの活用から、図書の貸借までをスムーズに行えるようにする。また、情報は紙媒体だけでなく、電子媒体などによる利用も可能にする。</p>
	<p>■情報収集範囲の拡張機能 (ネットワーク機能)</p>	<p>図書館が保有する情報の拡充はもちろん、他施設が保有する情報の利用、あるいは他施設への情報の提供などを行い、利用可能な情報の範囲・量を増やす機能 周辺の教育・研究機関や企業の保有する図書の相互貸借や県内外の図書館、あるいは国外の図書館とのネットワーク構築とサービス連携を行う。</p>
悩みに役立つヒントが見つかる	<p>■学習・研究・開発支援機能</p>	<p>図書館職員の専門化あるいは専門員の設置により、さまざまな分野における学習や研究の支援や、製品やサービス開発(ビジネス)の支援を行う機能 必要な情報の紹介から、調査やワークショップの支援などを行う。</p>
新しい世界に出会える	<p>■交流・くつろぎ空間創出機能 (きっかけづくり機能)</p>	<p>これまで図書館を利用したことのなかった人たちが図書館を利用するきっかけをつくと同時に、これまで図書館を利用した人たちがより図書館を身近に感じる場所とするための機能 学習・研究のための堅苦しい場所ではなく、交流・社交場としての環境を提供する。</p>
	<p>■図書館価値啓発機能 (図書館教育と図書館利用PR)</p>	<p>図書館にある膨大な情報の価値を理解してもらい、図書館を有効に活用するための教育・情報発信を行う機能 図書館利用に関するセミナーや学校での図書館利用教育を行う。また、市民推薦図書やイベント関連図書などの情報発信を行う。</p>
活動を広げる機会が見つかる  活動参加のきっかけがつかめる	<p>■ハブ機能 ■コーディネート機能 ■知恵の交流と創造による人材育成機能</p>	<p>図書だけではなく、塩尻に関する有形・無形の情報を集約し、塩尻の情報の源泉となり、知恵の交流と創造を担うための機能 図書館は情報を集約し、中継する場所となる。また、これら情報を有効に収集、提供し、分野の異なる情報から新しい知恵を生み出すコーディネートを行い、それを通じて、さまざまな人材の育成を行う。 ※ただし、コーディネート機能については、図書館のみに属するものではなく、市民交流センターの機能全体に関わる。</p>

### 3-2 子育て支援・青少年交流分野における機能

子どもたちは、塩尻の、日本の将来を担う大切な宝である。子どもたちが健やかに育ち、学び、そして社会に羽ばたき活躍する。このような子どもたちに対するサポートは、『人づくりの場』である市民交流センターの大きな役割の一つである。

この役割を果たすため、市民交流センターでは子育てを支援する機能、子どもたちの成長や学びを支援する機能を持つ必要がある。

#### 基本コンセプト実現のための具体的機能

センターで実現できること	「子育て支援・青少年交流」の機能	概要
必要な情報に最短ルートでたどりつける	■子育て情報の受発信機能	子育てに関するさまざまな情報を提供する機能 子育てに悩んだり、戸惑ったりしている両親や祖父母などが情報収集可能にする。 また、同時に子育てに関する支援情報(ボランティア情報や便利グッズなど)を市民から集める機能も持つ。
悩みに役立つヒントが見つかる	■子育ての悩み解決機能	人と接しながら子育てに関する悩みを解決する機能 気軽に相談できる機能や他人に知られずに相談できる機能など。
	■子どもの悩み解決機能	親だけではなく、子どもの悩みを受け止める機能。 また、問題を持つ子どもたちがストレスなく集える機能。
新しい世界に出会える	■青少年向け学習機能	次代を担う青少年が、さまざまな人に触れ、さまざまな体験をすることで、学習し、視野を広げ、未来の可能性を広げられる機能
	■子育て中の親が気軽によれる機能	子どもや子育て中の親が、気軽に立ち寄りセンター内で人や情報に接することで、新たな交流を生み出す機能
活動を広げる機会が見つかる	■青少年向け自主活動支援機能	青少年が自分たちの趣味や興味をいかしながら、社会と交わり、学習し、その成果を発表し、世界を広げていくための機能
	■子育て・学習ボランティアの育成機能	子育てや中高生達の学習をサポートするボランティアを育成する機能。また、子どもボランティアを育成・サポートする機能
	■子育て中の親のリフレッシュ機能	子育て中の保護者がリフレッシュできる機能。趣味の仲間との集いなどを通し、子育てを離れ、心身をリラックスさせる機能
活動参加のきっかけがつかめる	■青少年向け体験・交流機能	青少年が、気軽に立ち寄り、新しい発見をし、多世代の人々と交流できる機能

### 3-3 シニアの活動を支援する分野における機能

本市の、総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合は20.5%（平成17年4月1日現在）であり、今後ますますこの傾向が進んでいく。しかし、シニアは、その豊富な経験から深い知恵を持っており、これからの地域を担う人間をはぐくむことのできる塩尻の財産である。

このようなシニアが健康的でいきいきと暮らし、積極的に活動していくことや多世代との交流を通して、その知恵や文化を継承していくことに対する支援を、知恵の交流の拠点である市民交流センターは担うことができる。市民交流センターを通してシニアの知恵が地域に浸透していく。

#### 基本コンセプト実現のための具体的機能

センターで実現できること	「シニア活動支援」の機能	概要
必要な情報に最短ルートでたどりつける	■シニアの活動情報の受発信機能	シニアの活動情報をまとめて提供する機能。市民活動や、公民館活動などの情報が集まっている。
悩みに役立つヒントが見つかる	■介護予防のための健康づくり機能	介護予防のための健康づくりの体操や、知識の習得ができる機能
	■課題解決のための相談機能	健康相談、結婚相談などシニア自身が相談できる機能、また、介護相談のようにシニアに対する相談ができる機能
新しい世界に出会える	■自分達の学習のための機能	シニアがカルチャースクールや、創作活動などを通して、いきいきと活動できる機能。また、この活動を通して、お互いに交流を深め仲間づくりができる機能
	■学習成果を発表する機能	シニアのいきいきとした活動や活動を通じた作品を紹介し、特定の興味がない人が関心を広げ、交流ができる機能
	■誰もが気軽に来られる機能	1人暮らしのシニアや、特定の活動を行っていないシニアが、気軽に立ち寄りセンター内でいろいろな人や情報に接することで、新たな交流を生み出す機能
活動を広げる機会が見つかる	■シニアボランティアをおこなう機能	シニアが、自分達の知識や経験をいかし、子どもや青少年、また同じシニアに対してサポートするボランティアの活動を支援する機能
	■ビジネスを支援するための機能	起業したいというシニアが相談できる機能
	■シニアの文化を伝える活動を支援する機能	シニアが、自分達の知識や経験をいかし、子どもや青少年に対して文化や芸能を教え、継承する機能。また、この活動を通して、子どもや青少年と交流し、育成のサポートをする機能
活動参加のきっかけがつかめる	■次世代との交流	シニアが、気軽に立ち寄ったときに、次世代の人々と気軽に交流できる機能

### 3-4 ビジネス活動を支援する分野における機能

地域の新しい価値を生み出すビジネス分野で活躍する人材が、今、塩尻では強く求められている。さまざまな人や情報が行きかう市民交流センターは、ビジネスを担う人材育成の拠点として、また、ビジネスに関する総合的な支援を行う場として存在することが求められる。

市民交流センターは、ビジネスにおける問題解決のサポートを通して、ビジネスを担う人材の育成を行う。そして、単なる問題解決の場に留まらず、そこを訪れた人たちが交流し、情報を交換し、新たな価値を生み出す場の提供も行う。

また、ここで知恵を受けた人間が、いつかは自分が与える側になってこの場所を訪れ、ビジネスの問題に行き当たった人をサポートする。そのようなビジネスの拠点として機能することも視野に入れている。

#### 基本コンセプト実現のための具体的機能

センターで実現できること	「ビジネス支援」の機能	概要
必要な情報に最短ルートでたどりつける	■ビジネス情報の受発信機能	ビジネス全般にわたる知識を持った専門員を配置することにより、利用者の情報へのアクセスをサポートする機能
悩みに役立つヒントが見つかる	■ビジネスをサポートする機能 (事業に関する総合相談窓口)	経営に関する専門的なアドバイスの提供や資格取得に関する情報の提供など、専門的な見地からビジネスに関するさまざまな相談に応じる機能
新しい世界に出会える	■ビジネス情報提供機能	ビジネスに対する敷居を下げ、多くの人にビジネスに関心を持ってもらう機能 気軽に立ち寄れる場を提供し、そのスペースで、ビジネスに関するさまざまな情報の提供、情報交換を行う。
活動を広げる機会が見つかる	■起業支援機能	起業に関する情報の提供、勉強会の開催や交流の促進など、起業したい人をサポートする機能
	■コミュニティビジネス構築機能	地域のニーズを集め、商品化に結び付けていく機能
	■ビジネスに関するスペースの提供	集会・会議スペースや、事務所スペースなどビジネスに関するスペースを提供する機能

### 3-5 市民活動等を支援する分野における機能

市民や企業、行政など多様な主体から構成されている地域社会では、その多様な主体がさまざまな活動を行っている。身近な生活の場である地域には、さまざまな地域課題があり、その課題解決に主体的に取り組む市民活動が一層求められている。

また、市民活動は課題解決だけでなく、自己実現のためにも行われる場合もある。これら市民活動が活発に行われ、その活動が地域の多様な主体に伝播し、人々が育ち、地域の活性化につながっていく。

市民交流センターでは、そこに人々が集まり交流することを通じて、お互いが顔の見える関係（コミュニケーション）を大切にしていくことが重要で、多様な主体が連携・協働しながら地域の課題解決やビジョンの共有化を図り、地域との情報・人の循環を促し、活動をサポートする。これらのサポートを通して、市民力・地域力の向上を目指すとともに、塩尻の、地域の将来を担う人材を育成していく。

#### 基本コンセプト実現のための具体的機能

センターで実現できること	「市民活動支援」の機能	概要
必要な情報に最短ルートでたどりつける	■市民活動サポート機能	生活する中で感じるさまざまな課題に対し、「市民活動」という視点で課題の解決を図る人々を支援する機能。解決策の相談や組織維持に関する相談など、さまざまな相談などに応じる機能
新しい世界に出会える	■気軽に立ち寄れる機能	市民活動を始めたいが、どうしていいかわからない人、課題を抱えているがどのように解決するか分からない人などが、市民活動の内容に触れることで、その悩みを解決できる機能
	■市民活動をPRする機能	
活動を広げる機会が見つかる	■市民活動の担い手を育成する機能	地域課題を解決するため、自己実現を図るためなど市民活動を行う動機はさまざまである。その多様な動機に応え、市民活動という行動に移せる人材を育成する機能
	■交流拠点・活動拠点機能	さまざまな形態をとる市民活動を維持・発展していくために必要な活動拠点や、他の活動や地域との連携を促す交流拠点を提供する機能

### 3-6 センター自身に求められる機能

本節では、これまでの記載してきた機能の活用を通し、市民交流センターがより一層地域に役に立つための機能、課題解決力を向上させるための機能について説明する。

これまで各分野の機能を中心に記載してきた。しかし、市民交流センターがその基本コンセプトを実現し、真に市民の役に立つ施設であり続けるためには、各分野における機能が連携し、さらなる課題の解決、地域価値の向上、地域価値の創出を行っていくための仕組みが必要である。

また、この仕組みは、人や情報の交流が盛んになって初めて最大限に効果を発揮するものである。市内の交流はもちろん、市域外との交流まで発展させることで、一層効果を発揮することができる。そのため、市民交流センターにおいては、センターの魅力を効果的に伝えるための情報発信の仕組みが重要となる。

このように市民交流センターは、その機能を活用し、市内市外を問わず多様な主体の交流を促進させるためのコーディネート機能を持つことが重要であり、これこそが、知恵の交流と地域価値の創造、人づくりを実現するために市民交流センターに求められる最大の機能である。次頁の表に具体的な機能を示す。

センターで 実現できること	機能	概要
知恵を蓄積・活用・創造する	■学校連携機能	市民交流センターに存在するさまざまな学習機会を活用し、子どもたちや教員に対する学習機会を提供する。また他の主体とのコーディネートを行う機能。従来にはない新しい教育方法などを生み出すことも可能となる。
	■企業連携機能	市民交流センターに集まるさまざまな情報を企業に提供することにより、新しいビジネスを創出する機会の提供や他の主体とのコーディネートをする機能。シーズやニーズを形にすることで新しい技術や発明が期待される。
	■市民連携機能	地域のさまざまな課題を解決する上で、市民の協力は欠かせない。困っている市民、地域のために役に立ちたいと思っている市民などをコーディネートし、地域の課題解決能力などを向上させる機能。
	■行政連携機能	市民交流センターに集約される課題や解決策などを吸い上げ、また共に課題に取り組み、行政施策に反映させる機能。市民と行政の協働を促進し、より一体的に地域の課題解決に取り組むことができる。
	■連携支援者育成機能	市民交流センターをより有効に活用するために必要なコーディネーターを育成する機能。分野を横断的に見て、分野間での知恵の交流を促進させ、新たな知恵を生み出すことのできる人材をつくる。
	■地域情報の蓄積・集約機能	連携支援のきっかけとなる情報を集約・蓄積する。また、誰でもアクセスできる機能
地域の価値を見つけて発信する	■地域ブランドマネジメント機能	塩尻の地域価値を向上させる取組みである地域ブランドのマネジメントや情報を発信する機能。上述の連携機能の効率的な活用や効果的な情報発信の仕組みの構築を行う。
	■地域内外への情報発信機能	市民交流センターにおける知恵の交流を促進させるための機能。地域内に対しては、交流センターを通じて地域の人材育成や課題解決、魅力向上などの可能性を示し、参画を促す。また、地域外に対しては、塩尻の企業の持つポテンシャルや人材育成環境のすばらしさをPRし、塩尻と交流することにより新しい知恵が獲得できることなどを示す。

### 3-7 諸機能の連携により実現できるサービスの例

前頁において施設間の連携により実現が見込まれる機能を挙げたが、施設内の連携によっても、市民のニーズに応える新しいサービスを実現することは可能である。センターには、特定分野のニーズを満たす施設が集まるが、ただ集合するのではなく、融合して独自のサービスを提供していくことが望ましい。

以下に、施設内の連携によって創出されるサービスの例を挙げる。

<b>■図書館×子育て</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファーストブック</li> <li>・読み聞かせ会（子ども向け）</li> <li>・高齢者と子どもとの交流</li> <li>・児童図書の推薦</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読み聞かせ講習会（親向け）</li> <li>・遊び塾（子ども向け）</li> <li>・父母のための子どもとの遊び方講座</li> </ul>
<b>■図書館×青少年交流</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合学習の時間の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンデイ（一日）司書体験</li> </ul>
<b>■図書館×シニア支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お年寄りの知恵袋紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味の本の紹介</li> </ul>
<b>■図書館×ビジネス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調べ学習の援助（先生等の職業能力向上支援）</li> <li>・ビジネス支援専門員の設置</li> <li>・起業支援サービス</li> <li>・講演会、講習会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データベース（企業のニーズとシーズ）</li> <li>・IT講習会（DB含む）</li> <li>・Eラーニング</li> </ul>
<b>■子育て×シニア</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て相談室</li> <li>・遊び塾（昔の遊びができるコーナー）</li> <li>・郷土の語り部、お年寄りの知恵紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・祖父母や父母のための子どもとの遊び方講座</li> <li>・保護者のための趣味活動支援</li> <li>・食育、郷土料理実習</li> </ul>
<b>■子育て×ビジネス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てグッズのニーズの紹介</li> <li>・市内優良企業を青少年に紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターンシップの斡旋、就業体験</li> <li>・食育、郷土料理実習</li> </ul>
<b>■子育て×市民活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術関係の研修の開催</li> <li>・保護者のための趣味活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽室におけるサービスの提供</li> </ul>
<b>■ビジネス×シニア</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規ビジネス立ち上げ支援</li> </ul>	

## 第4章 施設計画

### 4-1 位置及び敷地面積

市民交流センターを整備する位置は、塩尻市中心市街地にぎわい広場（塩尻市大門一番町12番15号）を含む、約4,900㎡（市街地再開発事業地区面積：約5,900㎡）とする。



建設位置図

## 4-2 建設にあたっての方針

市民交流センターについて、中心市街地活性化対策特別委員会が了承した基本方針と付帯決議を遵守して計画を進める。

### 【基本方針】

- ① 大門中央通り地区市街地再開発事業により建設される再開発ビルの保留床を活用して、市民交流センターを整備する。
- ② 主要施設は、図書館(情報ライブラリーを含む)、子育て支援センター、高齢者学習施設、青少年交流施設、産業支援関連施設、その他市民の交流を促進する施設とし、これらの施設を複合することによって、地域社会の自立を支える人材育成の場とする。
- ③ 屋外広場、平面駐車場を確保する。
- ④ 市の総負担額は、当初計画の10億円程度とする。
- ⑤ 容積率に余裕のある場合は、市民交流センターの設置及び管理運営に支障のない範囲で、上層階に民間資本の導入によるオフィス(飲食等のサービス機能を含む)、又は集合住宅等(権利者住宅を含む)の設置を計画することも可能とする。
- ⑥ 市民交流センターの主要施設の機能及び運営については、建設までの約2年間に十分検討し、先進的で市民が誇れる施設とする。

### 【付帯決議】

- ① 市民交流センター整備計画については、市民の中には反対意見もあり説明不足との指摘がある。また、この事業の進め方についても批判がある。市長はこうした意見を真摯に受け止め、これからもあらゆる機会を通し、丁寧でより具体的な説明を重ね市民の理解を得るために最善を尽くしていただきたい。
- ② 市民交流センターについては、具体的な計画段階から市民が参加し、建設的な意見が反映できるよう配慮する事。

### 4-3 導入する主要機能及び諸条件

市民交流センターに導入する主要機能は、これまでの「飛び込み市民会議」等での説明経過や創造会議等の議論を踏まえ、次のとおり想定する。複合施設のメリットを最大限いかした、これまでにない新しい施設として、第2章及び第3章に記載した機能・サービスの実現を目指す。

また、これまでの議論の中で、施設構成に関する主な意見を巻末に掲載しているため、設計にあたり参照されたい。

#### ◎ 全体

- (1) 市民交流センターの面積は概ね 8,500 m<sup>2</sup>とする。(連絡通路を除く)
- (2) 建設工事費は概ね 27 億円とする。(家具、備品等は別途)
- (3) 市民交流センターの主要機能は、図書館機能、子育て支援機能、高齢者学習機能、青少年交流機能、産業支援機能、その他市民の交流を促進する機能とする。

#### ○ 図書館

- (1) 面積は、概ね 4,000 m<sup>2</sup> (共用部分を含む) を目安とする。
- (2) 図書館は、1 階の一部と 2 階に配置することが望ましい。
- (3) エスカレーターを含め、利用しやすさに配慮する。
- (4) 蔵書数を最低 300,000 冊、開架率を約 78% (開架書庫を含む) と想定する。

#### ○ 駐車場

- (1) 市営駐車場の活用を基本にするが、敷地内に 30 台を目安に駐車場を設置することが望ましい。なお、周辺に 70 台程度の平面駐車場の確保に努めている。

#### ○ 連絡通路

- (1) 市営駐車場と交流センターを結ぶ連絡通路を設けることを検討されたい。日差し、風雨を防げるものとし、ベビーカー等の通行を想定する。

## 4-4 建設にあたっての配慮

### 市民協働で進める建設

- (1) 市民交流センターは、その基本コンセプトが「知恵の交流を通じた人づくりの場」であり、基本設計の段階から積極的な市民参画を進め、市民提案を可能な限り実現させる。
- (2) 建設スケジュールや設計、工事状況及び市民活動等について広報やホームページ等を活用して情報提供を図り、市民がセンターの建設過程に継続的に協働できる仕組みづくりを進め、各過程の透明性を高めるように努める。
- (3) 企画運営や維持管理を市民協働で行う仕組みづくりを構築し、市政全般にわたる協働の実現を目指す。

### 全ての住民にやさしい建築

市民交流センターはあらゆる市民が利用する。幼児から高齢者まで、また体の不自由な人々もそれぞれの暮らしに合わせ利用するので設計にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 全ての人に優しく利用しやすいユニバーサルデザインによるバリアフリーとする。
- (2) 街路から近づきやすく人を優しく迎え入れる雰囲気づくり
- (3) くつろぎと自由な時間を過ごせる市民相互のつどいの場
- (4) 新しいさまざまなメディアを取り入れ、多目的機能を兼ね備えた施設
- (5) 気配りのあるサイン・家具や内装仕上げ
- (6) 木製品や漆器などの塩尻らしさをいかした施設
  - ① 市民が迷わずに市民交流センターを利用できる案内が大切である。高齢者にも分かりやすい文字の大きさ、書体、色彩を考え、離れたところからもよく分かる工夫が大切である。
  - ② 家具は建築の大切な構成要素であるので、建物と一体のものとする。床は雨の日にも滑らず、足音が響かない配慮が必要。特に室内は声や音の反響に十分留意が必要である。

### 環境の世紀に向けて

塩尻市のISOへの取り組みを踏まえ、環境保全型の施設とする。

- (1) 省エネ・省資源・自然エネルギーの利用
  - ① 国内でも有数の日照時間を持つ特性をいかして、自然光の取り入れ、太陽光発電に努める。
  - ② 気密性・断熱性を高め空調効率を高めるとともに、自然通風を活用する。
  - ③ 植物への散水等、貯留した雨水利用に配慮する。
  - ④ 風力、水熱源等の利用を検討する。
- (2) センター周辺に植栽を行い、更に、屋上緑化等に配慮する。
- (3) 小スペースのブースなどは、照明・冷暖房の制御がこまめに出来るように配慮する。

### 景観形成や周辺環境との関係に配慮する

- (1) 行政文化ゾーン、交通発着ゾーンとの関係への配慮
  - ① 行政文化ゾーン、交通発着ゾーンと市民交流センター間は、歩行者動線で連結することを基本とする。さらに、通勤・通学客の利用にも配慮する。

- (2) 既存大型店（イトーヨーカドー）、公共駐車場との位置関係への配慮
  - ① 既存大型店（イトーヨーカドー）、市営駐車場利用者との相乗効果に配慮する。また、周辺商店街への波及効果にも配慮し、商業地としての連続性が欠如するイメージを極力避ける配慮が必要。
- (3) 周辺道路との関係への配慮
  - ① 全てを表とすることは困難であることから、表と裏を明確にする。顧客動線とサービス動線の明確化に配慮する。
- (4) 環境影響への配慮
  - ① 商業系施設地域に位置するとはいえ、周辺には住宅施設が多く、日照条件などへの配慮が重要。日影規制と斜線制限に配慮する。
- (5) 既存駐車場との関係強化や利便性の向上への配慮
  - ① 既存市営駐車場との連絡デッキによる接続の検討。既存市営駐車場の駐車方法、駐車スペースなどの見直し等にも配慮する。
  - ② 市民交流センターは計画敷地の位置からして、自転車による来館も多いと思われる。これらの利用に対応できる駐車・駐輪場の設置が大切。また、駐車場の効率的運用を図り、利用者が駐車しやすいように配慮することが必要。自転車置場は置場に止めてから自然に入口に導かれるよう配慮する。
- (6) シンボル性への配慮
  - ① 市民交流センターは再開発事業で整備する性格上、中心市街地のシンボル性を持つことが必要。開放的で、親しみやすいオリジナリティのあるデザインに配慮する。
- (7) ロケーションの活用への配慮
  - ① 計画地は、東に高ボッチ・鉢伏山を、西にアルプスを望む、景観上絶好のロケーションにある。このロケーションをいかすような配慮が必要。

#### 耐震性・耐久性や維持管理への配慮

- (1) 耐震性・耐久性を備えた安全安心な建物とする。
  - ① 制震・免震構造の採用を検討し、建物等の被害を最小限に抑える構造とする。
  - ② 落下物防止等に配慮する。
  - ③ 高品質・防水性を確保した部材を使用し、長期間の利用に耐える構造とする。
- (2) 維持管理のしやすさへの配慮
  - ① 維持管理コストの低減と設備等を長寿命化させるための工夫を検討する。
  - ② 設備の更新・改修・機能変更等に柔軟に対応できるように配慮する。
- (3) 職員のサービスしやすいづくり
  - ① できるだけ職員が目が届き死角の少ないづくりとする。大きなスペースの配置は、利用する人同士の目がさりげなく届くのも工夫の一つである。利用者の動線の長さを短く、床は段差がないようにすることが必要である。業務のためのスペースは十分な面積と健康的環境を用意する必要がある。また、食事や休息のためのスタッフラウンジを用意する。

#### 情報化への配慮

- (1) サービスの向上・事務の効率化を図るために、情報技術を積極的に導入する。
- (2) セキュリティの確保に万全を期す。

## その他配慮すべき事項

### (1) 経済的合理性への配慮

- ① コスト意識を常に持ち、建設から竣工後の維持管理、運営に至るトータルな過程においてさまざまな創意工夫で、次世代に重い負担を残さないよう、経済的合理性への配慮が必要。

### (2) 利用時間帯への配慮

- ① 一般の施設と図書館とは利用時間帯が異なることに配慮し、図書館専用の入口とサービス用の搬入口の確保等への配慮が必要。

## 第5章 事業計画

### 5-1 事業方式の方向

市民交流センターの整備は、都市再開発法にもとづく第1種市街地再開発事業として、市街地再開発組合が施行者となって実施するものである。事業方式の検討にあたっては、この点を十分に踏まえる必要がある。

#### (1) 市街地再開発事業の目的

市街地再開発事業の目的は、低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した平面的な市街地において、細分化された敷地を広く統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、併せて公園、緑地、広場、街路などの公共施設とオープンスペースを確保することによって、快適で安全な都市環境を再生させようとするものである。

#### (2) 市街地再開発事業のしくみ

市街地再開発事業は、「地域住民（地権者）」、「新しい居住者、営業者」、「地方公共団体」の三者の協力によって成り立つ。新しい建物の建設資金など事業に必要な資金は原則として、土地の高度利用で生み出した余分の床（「保留床」という。）を新しい居住者や営業者に売却することによる資金や地方公共団体からの補助金でまかなう。

このような方法で事業を行うことにより、地域住民は従前の土地と建物に見合う新しい建物の一部を従後の資産として受け取る。このようにして従前の権利を新しい建物（再開発ビル）の床の一部に変換するしくみを「権利変換」という。

設計は、権利変換計画と整合を図りつつ進める必要がある。

また、多くの関係者が財産をやりとりする事業なので、地方公共団体の認可や事業の進む段階に応じて登記を行うことなど一定の手続きを都市再開発法で定めている。

「地域住民（地権者）」、「新しい居住者、営業者」、「地方公共団体」のそれぞれ役割をまとめると、次のとおりとなる。

地域住民	まとまった土地を提供し、権利変換によって新しい建物の床と土地の権利やその一部を受けとる。（権利変換を希望しないで、地区外転出することも可能）
新しい居住者 ・営業者	保留床購入金（建築工事費などの事業費にあてる。）を支払い、保留床を取得する。（新しい建物の床と土地の権利の一部を受けとる。）
地方公共団体	街づくりのための補助金を交付し、緑地等オープンスペースを確保した快適な街づくりを進める。

#### (3) 保留床の取得

市が、再開発ビルの保留床の一部を購入して、市民交流センターとする。

## 5-2 企画運営・維持管理の方向性

公共施設の管理方法として、直営、指定管理者、PFI等があるので、ここでは、それらについて整理する。その選択は、市民と協働して管理運営体制を構築するように、今後更に検討を深める必要がある。

	直営事業（一部民間委託）	指定管理者制度	PFI事業
趣旨	公の施設を公が直接管理運営を行う。一部の専門性の高い業務等について民間に委託する。	公の施設に係わる管理主体範囲を民間事業者等まで広げることにより、住民サービスの向上、行政コストの縮減を図る。	民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する。
法律	地方自治法	地方自治法	PFI法
事業主体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
管理主体	地方公共団体	法人、その他の団体など特段の制約を設けず	民間事業者
選定	—	公募方式 選定委員会による選定	公募方式等 客観的な評価

## 5-3 市民などの参画形態の方向性

企画運営・施設管理に、市民、市民団体、NPO、民間企業等が参画することは、市民サービスの向上、専門人材の確保、まちづくり活動へのつながりといった観点から非常に重要なことである。

今後さらに、検討をするべき課題とする。

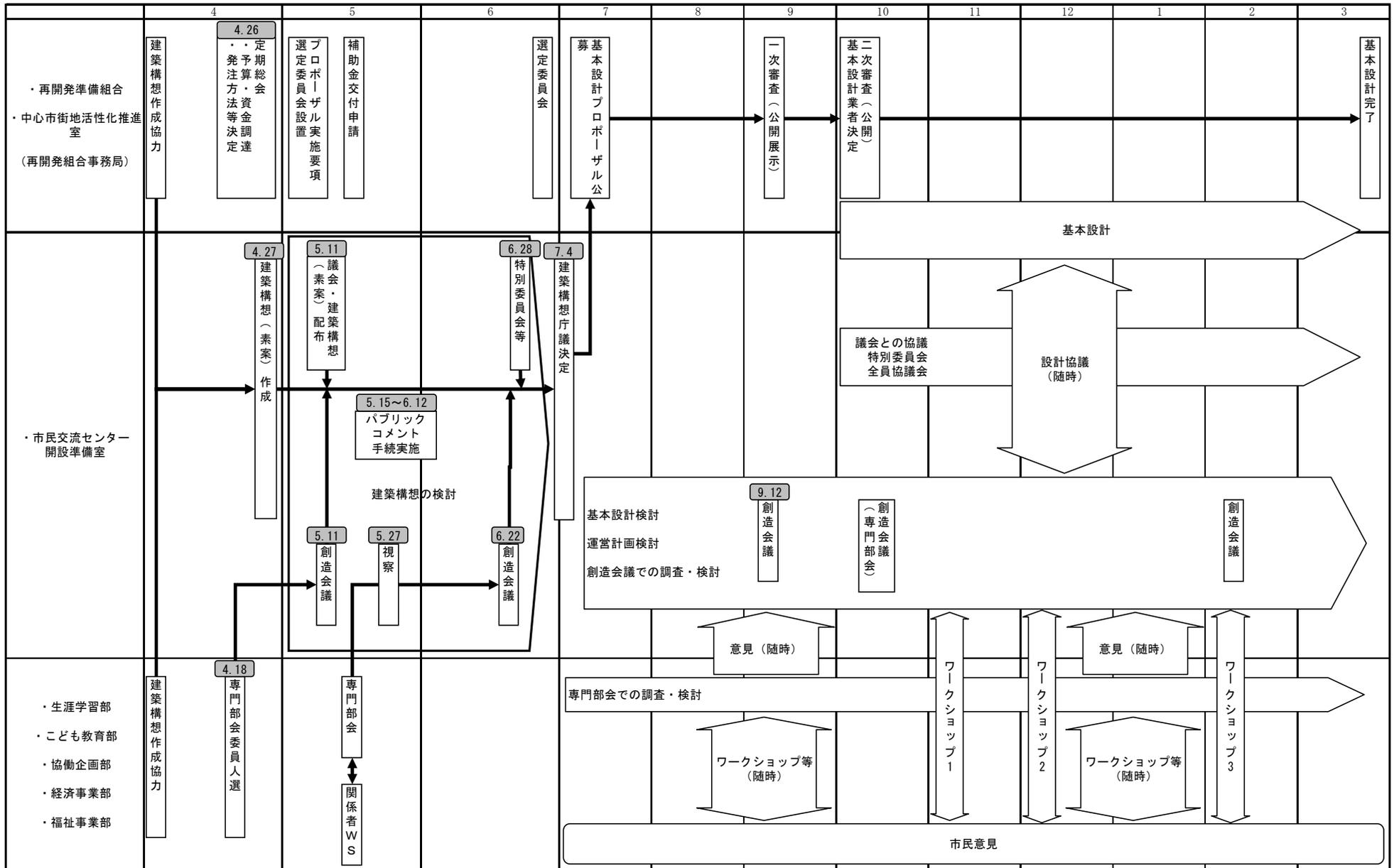
## 第6章 整備スケジュール

市民交流センター整備の概ねのスケジュールは、現在までの作業を含め、次表のスケジュールを想定している。

年度	内容	備考
H16	市街地総合再生計画策定	
H17	施設方針の決定 市街地再開発準備組合設立 都市計画決定	
H18	基本設計 測量・評価、建物調査、補償調査、資金計画等 市街地再開発事業施行認可 市街地再開発組合設立	
H19	実施設計 地盤調査、権利変換計画 権利変換計画認可	
H20	工事着工	
H21	工事竣工 施設オープン 事業清算・市街地再開発組合解散 事業終了認可	

また、18年度のスケジュールは次ページのとおり想定している。本建築構想に対しても市民参画を求め、基本設計業者の選定や、基本設計の段階でも、市民とともに事業を進めていく。

# H18 市民交流センター整備スケジュール



## 第7章 今後の課題

市民交流センターの整備については、今までも多くの議論を重ね、そのセンター像はようやく輪郭が現れてきた。本建築構想は、緩やかな設計条件であり、今後、更に議論を重ね、基本設計、実施設計を進める必要がある。

そのために、利用を想定される諸団体をはじめ、若年から高齢までの幅広い世代の皆さんや障害を持つ皆さんなど、多くの市民の意見を聞き、施設に反映するように努める。

また、第5章で問題提起した管理運営等についてもランニングコストを含めて、より多くの市民が、より大きな市民益を享受するために、検討を要する課題とする。

さらには、既存施設との関係で、塩尻総合文化センターや公民館等との役割分担を明確にすると共に、図書館、子育て支援センター等の後利用や組織のあり方等についても、検討を深める必要がある。

## 施設構成に関する主な意見

これまでに、飛び込み市民会議、創造会議等で提案された主な意見や、説明の中で例示したイメージ等は次のとおりである。

### 図書館機能

塩尻市図書館基本計画を参考とする。

#### 1 効率的な情報獲得機能

- (1) レファレンスデスクの設置（機能的かつプライバシーの保護に配慮）
- (2) レファレンスサービス：セカンドオピニオンサービス、法律（著作権等）情報の提供、データベース（市民の図書レビューなど）の提供など
- (3) 予約・貸出サービス：インターネット予約、図書検索システム、時間外貸出返却サービス、（コンビニ等の活用）など ※複写サービス
- (4) 専門書架の設置：学術書・論文などの専門書籍や児童書などの対象別書籍取り扱い書架・コーナーの設置
- (5) 書籍媒体以外の情報提供サービス：CDやDVD、インターネットを活用した電子データによるデータ（音楽やビデオデータなど多ジャンル）の提供
- (6) 情報のバリアフリー：障害者・高齢者サービスの充実

#### 2 情報収集範囲の拡張機能

- (1) 蔵書の拡充：書籍リクエストサービス、市民保有資料の発掘と保存、古田晁氏創立の筑摩書房の書籍の全てをはじめとする塩尻市ゆかりの詩人・歌人の蔵書、リサイクルなど
- (2) 施設の拡充
- (3) 本館と分館のサービス格差解消：分館における書籍利用環境の向上
- (4) 周辺図書施設との連携サービス：小中学校、高校図書館、企業図書館、信大図書館などとの相互貸借
- (5) ネットワーク機能の強化：県内・県外公立図書館との情報交換や相互貸借、姉妹都市・友好都市との図書情報交換や相互貸借
- (6) 館外図書館サービス：アウトリーチサービスや宅配図書サービス、移動図書館など

#### 3 学習・研究・開発支援機能

- (1) 図書館長、司書の資質向上（専門家）：図書館職員のサービスや専門能力の向上による問題解決支援体制の強化
- (2) ビジネス支援サービス：データベースの提供や市場のニーズ・シーズ情報の提供、IT化支援（e-Learning など）
- (3) 行政支援サービス：行政や議員へのサービス
- (4) 地域づくり支援サービス：市民ボランティア活動支援室（部署）の設置や調査・ワークショップなどの活動支援室
- (5) 教育/学習支援サービス：ファーストブックの紹介、市民推薦図書や児童推薦図書、読み聞かせや対面朗読室、会議室、総合学習室、自習室やパソコン室、視聴覚室（録音機能）

- 4 交流・くつろぎ空間創出機能(きっかけづくり機能)
- (1) 貸出書籍のくつろぎ閲覧スペース：机とイスのある堅苦しい環境ではなく、ソファや床で寝ながら読むように、くつろぎながら図書を読める空間提供
  - (2) 飲食、喫茶スペース：図書を片手に、お茶や軽食が手軽に取れるサービス
  - (3) 母子の居場所づくり：読書の邪魔にならない防音があり、子育て中の仲間があつまり、相談したりすることのできる空間提供
  - (4) 青少年の居場所づくり：青少年が気軽によって、雑誌などを見ながらおしゃべりしたりする空間提供
  - (5) サロン/ギャラリー：ギャラリーやサロンを通じて、人々が情報の交換や議論をする空間を提供する
- 5 図書館価値啓発機能（教育とPR機能）
- (1) 図書館活用教育：図書館の持つ価値を理解してもらうためのセミナー、学校での特別授業などを行う。
  - (2) イベント関連書籍紹介サービス：地域イベント関連書籍コーナーや時事関連書籍コーナーの設置
  - (3) 広報：図書館利用に関するセミナー開催やイベント開催のお知らせ。メディア（CATVや塩尻インターネットの活用）
- 6 ハブ機能／コーディネート機能／知恵の交流と創造による人材育成機能
- (1) 図書だけではなく、塩尻に関する有形・無形の情報を集約し、塩尻の情報の源泉となり、知恵の交流と創造を担うための機能。図書館は情報を集約し、中継する場所となる。また、これら情報を有効に収集、提供し、分野の異なる情報から新しい知恵を生み出すコーディネートを行う。また、その過程において、さまざまな人材の育成を行う。※ただし、コーディネーターについては、図書館のみに属するものではなく、市民交流センターの機能全体に関わる者として存在する。
- 7 その他
- (1) 館内貸出用パソコン：50台程度、商業用データベース端末：5台程度
  - (2) ICタグを活用した、自動貸出システムや自動化書庫等の導入を検討する。
  - (3) 事務室はオープンスペースとせず、サービスカウンターとは密接な連携をもたせる。また、サービスカウンターは、人とのふれあいを大切にするとともに、効率的な配置を検討する。
  - (4) 静かな環境を求められる部分と活動的な部分を共存するための配慮
  - (5) 24時間対応のブックポストの設置
  - (6) 図書館車の収納と、図書館から図書館車へ図書の搬入路を確保する。

### 子育て支援機能

- 1 子育て情報の受発信
  - (1) 子育て支援情報の提供（HP、マップづくり）：ネット悩み事相談室
  - (2) 子育てグッズの紹介
  - (3) 母（保護者）のためのパソコン教室
- 2 地域での子育て支援活動をキャッチし、発信する。（地域の視点に立って）

- 3 子育ての悩み解決機能
  - (1) 専門家と経験者によるカウンセリング、相談室の設置
  - (2) 子育てに悩む人の居場所づくり：子育て中の親などが交流できる機能
- 4 子どもの悩み解決
  - (1) 子どもに対する悩み電話相談室
  - (2) 子どものための癒しスペース
  - (3) 問題を持つ子どもの居場所づくり
- 5 障害児等に対する対応：障害を持つ親子が一緒にいられる場所づくり
- 6 子育て中の親が気軽に寄れる機能
  - (1) 喫茶・食事スペース：子どもとゆっくり食事をできる場所の提供
  - (2) 託児サービス：買い物中の親などへのサービス
  - (3) 親子仮眠スペース：家ではなかなかリラックスできない親のために
- 7 子育てボランティアの育成
  - (1) 食育・郷土料理実習：シニア、小中高生の活用
- 8 子育て中の親のリフレッシュ機能
  - (1) 趣味の広場：保護者のための趣味活動支援
- 9 企業連携機能
  - (1) 子育てニーズの紹介：ビジネスチャンスの発見
- 10 行政連携－支援者育成機能－
  - (1) 子育て施策のエキスパート養成：専門職の育成
- 11 市民連携－支援者育成機能－
  - (1) 市民交流センター活用人材育成機能：中間支援者の育成
- 12 その他
  - (1) 屋上庭園等の屋外施設と連携し、幅広い活動を可能にする。
  - (2) 自然光を出来るだけ取り入れる。

### 青少年交流機能

- 1 青少年向け学習機能
  - (1) 科学体験教室：体験学習（最先端科学、実験教室）
  - (2) ものづくり講座：体験学習（最先端科学、実験教室）
  - (3) 学習スペースの提供：図書館機能の活用
  - (4) 特技紹介コーナー：学んだことを発表できる場の必要性
- 2 青少年のためのボランティア講座：興味のある青少年がさまざまなボランティアに関われるようにする。
- 3 青少年向け体験・交流機能
  - (1) 創造空間の提供：昔の遊びができるゲームコーナー、素材（画材、積み木ブロックなど）の提供、楽器練習用スタジオ・ダンスフロアの提供
  - (2) 遊び塾：シニアの活用
- 4 学校連携機能
  - (1) 学習機会の提供：総合学習のメニューや教材の提供
  - (2) 教員に対する教育の場の提供

- 5 企業連携機能
  - (1) インターンシップ斡旋
  - (2) 市内優良企業の紹介：市内就業率の向上
  - (3) 就業斡旋：市内就業率の向上
- 6 その他
  - (1) 青少年がふるさとに自信と愛着を持てるように、各地域が持つ良さを発信する。

### 高齢者学習機能

- 1 シニアの活動情報の受発信機能
  - (1) 各公民館活動の情報受発信：公民館で行われている行事や講習会をまとめて紹介する機能
  - (2) シニアの活動の情報受発信：市民活動をまとめて紹介する機能
- 2 介護予防のための健康づくり機能
  - (1) 気軽にできる介護予防紹介：体操など
  - (2) 健康教室：知識の習得、ストレッチなど
- 3 課題解決のための相談機能
  - (1) 介護相談
  - (2) 結婚相談：ビジネス機能の活用
  - (3) 健康相談
- 4 自分達の学習のための機能
  - (1) カルチャースクール：芸能教室（ダンス、民謡、歌）や手先を使う教室（手芸、絵画、染色）
  - (2) 創作活動スペース
  - (3) ダンスのできるスペース：車いすダンスなど、ステージ
  - (4) シニア向け体験教室
  - (5) 地域文化を研究する機能
- 5 学習成果を発表する機能
  - (1) 展示発表スペース：シニアの作品、カルチャースクールでの作品発表
  - (2) 自分史の展示コーナー
  - (3) 文化自体を研究する機能
  - (4) シニアの活動を映像で紹介
- 6 同世代との交流機能
  - (1) 勉強会：自分達が学びたいことを勉強する機能
  - (2) 読書会：図書館機能の活用
  - (3) 趣味の本の紹介：図書館機能の活用
  - (4) 現在実施されているロマン大学（2学年制、各学年定員120人、開講数各26回）を発展し、講座を開講する。
- 7 誰もが気軽に来られる機能
  - (1) おしゃべりコーナー
  - (2) 喫茶コーナー
  - (3) 交流コーナー
  - (4) サークル活動：老人クラブ、ロマン大学等

(5) 各種団体のOB・OG交流：ロマン大学OB・OG会など

(6) 各地区の人たちとの交流促進機能

8 シニアボランティアをおこなう機能

(1) 一日幼児保育（ワンデイベビーシッター）：子育て機能と連携

(2) 食育の体験（シニア・子ども）：食生活改善委員会、ヘルスアップ委員が活動できる機能

(3) おばあちゃんの子育て指南：子育て機能と連携

(4) 対面朗読や朗読会：シニア、子どもが対象

(5) 自分の推薦した本の読み聞かせ：子育て機能と連携

(6) 環境を考えるコーナー：自然観察力をつける

9 ビジネスを支援するための機能

(1) 起業相談

10 シニアの文化を伝える活動を支援する機能

(1) 子どもたちが今やらないことを教えるコーナー：子育て機能と連携

(2) 伝統文化継承コーナー：遊び方、道具、食べ物（山菜）等

(3) お年寄りの知恵袋

(4) 童謡、唱歌を教える会

(5) 語り部：昔話、戦争体験

11 次世代との交流

(1) シニアと子どもの遊びのふれあい

(2) 交流を目的とした集会行事

**産業支援機能**

1 ビジネス情報の受発信機能

(1) ビジネス支援の専門的職員の配置

(2) 自分で検索できるシステム（インターネット検索）

(3) 外からの情報提供

2 ビジネスをサポートする機能：事業に関する総合相談窓口

(1) 企業経営に関する専門的アドバイスの提供

(2) 士業サービスの提供（弁理士、税理士、弁護士など）

(3) 経営相談会の開催

(4) 技術相談会の開催

(5) 特許相談会の開催

(6) ISO取得方法の提供

(7) 経理の勉強会

(8) JIS情報の提供

(10) 補助金などお金に関する情報の提供

(11) しおじり産業振興機構（IDEAしおじり）の設置

3 日常生活をサポートする機能

(1) ビジネスマンへの便利サービス（郵便窓口など）：その他クリーニング、マッサージなどのサービス

- 4 起業支援機能
  - (1) ビジネス講座の提供
  - (2) 企業相談会
- 5 コミュニティビジネス構築機能
  - (1) コミュニティビジネス相談会の開催
  - (2) 産官学民連携の会議の開催
- 6 ビジネスに関するスペースの提供
  - (1) チャレンジショップスペースの提供：起業に関するスペースの提供。販売店舗として活用
  - (2) 起業スペースの提供：起業に関するスペースの提供。事務所として活用
  - (3) 会議・集会スペースの提供
  - (4) 朝市のスペースの提供：地元産品のPRにもつなげる
  - (5) 「ものづくり」と販売を同時にできる工房の設置
  - (6) 各種、有料講座開催スペースの提供：センター主催ではなく、個人主催のビジネスに関する講座を開催するスペース
  - (7) 商談会を開催するスペースの提供：コンベンションスペース。それに伴い、市民交流センターの上に宿泊スペースを。
  - (8) 製品の宣伝スペースの提供：企業の製品・サービスの紹介を行う場
  - (9) 内部に企業のサテライトショップを誘致
- 7 ビジネス講座
  - (1) 能力開発、スキルアップ
- 8 地域の情報の蓄積
  - (1) アンケート、テストマーケティング機能：来場する人に対し、アンケートやテストマーケティングを行う。
  - (2) ニーズ、課題情報の収集
  - (3) 福祉用具のニッチの発見・開発
  - (4) 起業に関する情報の収集
- 9 企業・市民連携機能
  - (1) 企業のニーズの紹介
  - (2) 企業のシーズの紹介
  - (3) 求人情報の提供
- 10 企業・子育て連携機能
  - (1) 職業意識啓発（子供科学探検隊の拠点）：子育て・青年と連携し、託児所に預けられた子どもに対し、ビジネスについて紹介する日を設け、人材育成に寄与する。
- 11 塩尻ブランド発信機能
  - (1) ワインバーの設置：塩尻市の資源を紹介できる場を提供
  - (2) 塩尻を紹介できる観光情報の提供：特産物や見所の紹介
- 12 地域情報の発信機能
  - (1) 地域ポータルへの情報発信

### 13 その他

- (1) 商工会議所の事務スペース（約 400 m<sup>2</sup>を想定。商工会議所が床を購入する。）やビジネス支援、コミュニティビジネス創出支援、産官学民連携支援等の各種支援のためのスペースを確保する。
- (2) ハローワーク等就業支援

### 市民活動支援機能

- 1 市民活動サポート機能
  - (1) 市民活動の相談：市民活動を行う上で、困っている人に対する相談など
- 2 気軽に立ち寄れる機能
  - (1) オープンカフェ
- 3 市民活動をPRする機能
  - (1) フリースペースにおける活動紹介
- 4 市民活動の担い手を育成する機能
  - (1) 個人の能力を引き出す機能
- 5 交流拠点・活動拠点機能
  - (1) 市民活動事務局代行サービス
  - (2) 会議室、活動スペースの提供
  - (3) 印刷サービスの提供
- 6 地域課題(資源を含む)を発見する機能
  - (1) 市民活動や市民からの情報収集機能
- 7 市民活動を促進する中間支援機能
  - (1) 人材データベース：市民活動のネットワークを構築し活用する機能
  - (2) 他施設や他機関、人、情報との連携コーディネート：学校、地域コミュニティなど
- 8 市民活動をPRする機能
  - (1) メールマガジン
  - (2) 情報誌の発行・紹介

### 屋外交流広場

- 1 玄蕃まつり、ハロウィン（参加者：各約 10,000 人）等のイベント時に歩行者天国の前面道路と一体的に利用できるようにする。
- 2 音楽発表のできる場
- 3 スケボーが出来るように。
- 4 農産物販売等定期的な青空市等に利用する。

### 地域振興バス停留所

- 1 市内7路線の地域振興バスの停留所を設置し、利用者の利便性を確保する。

### 駐車場

- 1 敷地内に平面駐車場を確保することが望ましい。
- 2 市営駐車場（約 550 台収容）を活用し、連絡通路で接続する。連絡通路の安全確保（構造・防犯）に留意する。
- 3 工事費との兼ね合いがあるが、地下駐車場が望ましい。

<p><b>エントランスホール</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民交流センターの顔として“くつろぎ”と“賑わい”の演出ができるように計画する。通りからも賑わいの様子が感じられ、気軽に立ち寄りたくなるような雰囲気醸し出す。</li> <li>2 大門通りからだけでなく、その他の通りからも気軽に入れるような動線を確保する。</li> <li>3 イベント時の屋外広場との一体的利用</li> <li>4 利用者のくつろぎの場、活動の場など、さまざまな状況に合わせた利用を考える。</li> <li>5 開放的過ぎると年寄りが使いづらい。年寄りも入り易く。</li> </ol>
<p><b>フリースペース</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民交流センターの中心部であり、核となる。ハイクオリティ（高品質）な空間にしたい。</li> <li>2 誰でも予約なしで自由に使える。テーブルとイスを設置</li> <li>3 NPO、サークル、同好会等の市民の活動の場</li> <li>4 市民活動の核となるフリースペースを充実させ、市民が自分達の施設であることを確認できるつくりとする。また、フリースペースでの活動を十分に支援する。</li> <li>5 団体用貸しキャビネット</li> <li>6 印刷機、コピー機等の共同使用</li> <li>7 活動のPR、情報発信、情報交換の場（掲示板、レターケース）</li> </ol>
<p><b>喫茶・飲食スペース</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 オープンカフェ</li> <li>2 展望レストランが欲しい。</li> <li>3 塩尻特産品の飲食（ワインバー、そば屋等）</li> <li>4 お茶が飲める場所というよりも、お茶を飲みたくなる雰囲気が必要</li> </ol>
<p><b>ギャラリー</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民の創作活動の展示発表の場</li> <li>2 照明設備に留意する。</li> </ol>
<p><b>総合案内、市民サービスコーナー（市役所の派出所）の設置</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民窓口の設置</li> <li>2 市役所閉庁時の営業（夜間）</li> <li>3 住民票、印鑑登録証明書等の自動交付機の設置を検討する。</li> </ol>
<p><b>C A T V</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域情報を発信する。（企画運営は市民・中高生が行う）</li> <li>2 行政情報の発信に活用する。</li> <li>3 イベント情報等の発信に活用する。</li> </ol>
<p><b>多目的ホール</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 塩尻市文化会館（レザンホール）の大ホール（1200人収容）、中ホール（400人）を補完する施設として、200人収容を想定</li> <li>2 共通施設として必要と考える。</li> <li>3 市民の舞台芸術活動の発表の場。気軽に使えるような配慮</li> <li>4 講演会場、ミニシアターとしても利用可能</li> <li>5 収納式観覧席を設け、フラットなフロアとしても利用可能</li> </ol>

<p>6 音を出す活動が想定されるので、防音装置を施す。</p> <p>7 音響、照明装置は、市民が使いやすいことが必要</p>
<p><b>会議室、研修室</b></p> <p>1 さまざまな集会、会議、研修に対応できるように考える。</p> <p>2 誰でもが利用できるように、部署別に持つのではなく、全体を管理運営する部署が一元管理を行う。</p> <p>3 I T 研修（40 台のパソコン）ができるようにする。</p> <p>4 伝統的地場産業（漆器、沈金、陶芸）等の体験ができる工房</p> <p>5 地場野菜を用いた料理教室や、健康食教室が開催できる調理室。健康づくりと食のアドバイスのできる場所</p>
<p><b>連絡通路（市営大門駐車場つなぐ）</b></p> <p>1 耐震性、防犯等の安全性を確保する。</p> <p>2 傾斜を出来るだけ少なくする。</p>
<p><b>その他</b></p> <p>1 交流センターの上層階に民間資本の導入による、住宅等の設置を検討する。</p> <p>2 センター館内、無線 L A N で高速インターネット接続環境とすることを基本とする。</p> <p>3 障害者が働く場の提供（カフェ、製作品販売、清掃業務等）</p> <p>4 県産木材等の利用による温もりの感じられる施設</p> <p>5 床暖房（空調）の導入</p> <p>6 昼の部屋（スペース）が欲しい。</p> <p>7 市民にも商店にもメリットを持たせる工夫が必要</p> <p>8 法務局出張所が欲しい。</p> <p>9 ワイン型のタワーがあれば望ましい。</p> <p>10 温浴施設</p> <p>11 囲碁、将棋等の娯楽スペース</p> <p>12 施設横断的な総合相談窓口</p> <p>13 センターの企画運営管理に関わる職員事務スペース</p>

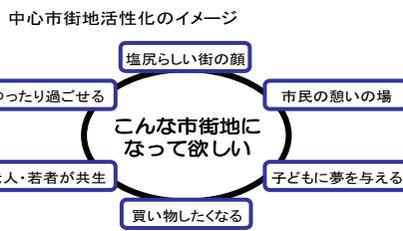
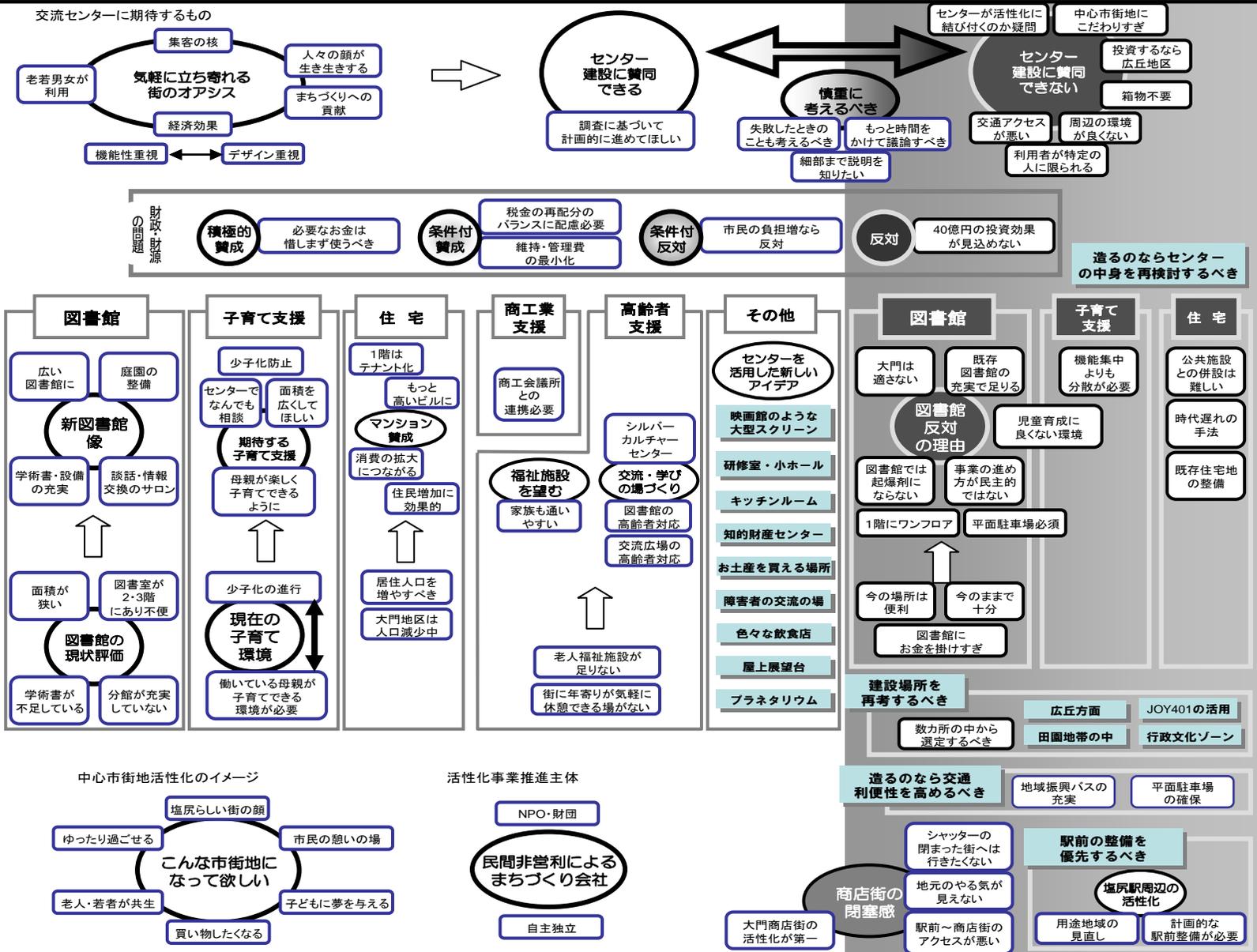
また、市街地総合再生計画に対して頂いた意見を、市民意見の地図として、次に示す。

# 市街地総合再生計画に対する市民意見の地図

市民交流センター

市民交流センター

中心市街地活性化



## 関係資料リンク

- [塩尻市ホームページ](#)

(<http://www.city.shiojiri.nagano.jp/toppage.asp>)

- [第四次塩尻市総合計画](#)

(<http://waiwai.city.shiojiri.nagano.jp/html/kikaku/Total%20Plan/index.html>)

- [塩尻市の人口・世帯数](#)

(<http://waiwai.city.shiojiri.nagano.jp/html/kikaku/maitsukijinko.htm>)

- [統計しおじりダイジェスト](#)

(<http://waiwai.city.shiojiri.nagano.jp/html/kikaku/toukeidaijesuto1.htm>)

- [市街地総合再生計画](#)

(<http://waiwai.city.shiojiri.nagano.jp/html/chushin/HP2005/saikei/saikei.html>)

- [塩尻市立図書館基本計画](#)

(<http://www.city.shiojiri.nagano.jp/Contents/Contents.asp?CONTENTNO=2383>)

- [塩尻都市計画図](#)

(<http://waiwai.city.shiojiri.nagano.jp/html/toshikei/tokeiz/toshikei.htm>)

- [中心市街地の活性化ワーキンググループ提言書](#)

(<http://www.city.shiojiri.nagano.jp/Contents/Contents.asp?CONTENTNO=1653>)

- [市立図書館の在り方ワーキンググループ提言書](#)

(<http://www.city.shiojiri.nagano.jp/Contents/Contents.asp?CONTENTNO=1652>)